会議録

令和８年第１回更別村議会定例会

第２日　（令和８年３月１１日）

◎議事日程（第２日）

第　１　会議録署名議員指名の件

第　２　発議第　１号　更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

第　３　村政に関する一般質問

◎出席議員（８名）

議長	８番	織　田　忠　司	副議長	７番	髙　木　修　一
	１番	太　田　綱　基		２番	安　村　敏　博
	３番	斎　藤　　憲		４番	尾　立　要　子
	５番	小　谷　文　子		６番	荻　原　　正

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条の規定による説明員

村長	西　山　　猛	副村長	大　野　　仁
教育長	宝　輪　祐　子	代表監査委員	笠　原　幸　宏
総務課長	末　田　晃　啓	総務課参事	小　寺　　誠
企画政策課長	本　内　秀　明	企画政策課参事	今　野　雅　裕
産業課長	髙　橋　祐　二	住民生活課長会計管理者	小野寺　達　弥
建設水道課長	石　川　　亮	保健福祉課長	新　関　　保
子育て応援課長	酒　井　智　寛	診療所事務長	岡　田　昌　展
教育委員会教育次長	伊　東　秀　行	学校給食センター所長	小　林　浩　二
農業委員会事務局長	川　上　祐　明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐　藤　敬　貴	書記	庄　野　結　香
書記	村　田　弘　治		

（午前１０時００分開議）

◎開議宣告

○議　　長　ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名の件

○議　　長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において３番、斎藤さん、４番、尾立さんを指名いたします。

◎日程第２　発議第１号

○議　　長　日程第２、発議第１号　更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

１番、太田さん。

○１番太田議員　発議第１号　更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件であります。

更別村議会会議規則（昭和62年更別村議会規則第１号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものであります。

１の理由といたしまして、会議時間の変更に関する規定を明確化するとともに、議場に入る者の服装や携帯品を禁止する規則等について、現在の社会情勢に照らした表現や内容に見直すなど、所要の改正を行うものであります。

２の要旨といたしまして、（１）、議長が会議時間を変更できる方法を明確化するとともに、災害時など緊急を要するときは会議時間を変更できることを規定するものです。

（２）、議場に入る者が携帯することを禁ずる物を改めるとともに、病気その他の理由により必要と認められる物品については議長への届出制とするよう改めるものです。

次のページをお開きください。規則の新旧対照表でございます。初めに、会議時間とその変更の取扱いを示す第９条につきまして、現行の第２項「議長は、必要があると認めるときは、」とあるのを改正後「議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、」に改め、第３項として「前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる」を追加するとともに、同条第３項を改正後、第４項に改めるものでございます。

次に、携帯品や服装の禁止を規定する第103条につきまして、現行「、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」とあるのを改正後「、コート、マフラー、傘」に改めますとともに、第３行目、「議長の許可を得たときは、」を改正後「議長への出席に必要と認め

られる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、」に改めるものでございます。
附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するよう規定するものでございます。
以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。
（何事か声あり）
○１番太田議員　失礼いたしました。３行目、議長の許可を得たときはの後、その改正後なのですけれども、私議長と言ったようなのですけれども、会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについてはに改めるものでございます。よろしくお願いいたします。
○議　　長　説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長　これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
（なしの声あり）
○議　　長　これで討論を終わります。
これから発議第１号　更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　村政に関する一般質問
○議　　長　日程第３、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。
２番、安村さん。
○２番安村議員　それでは、議長の許可をいただき、質問させていただきたいと思います。
行政区運営と町内会活動の是正に向けた今後のあり方についてということで、再度の質問になりますけれども、よろしくご回答のほどお願い申し上げたいというふうに思います。
行政区運営と町内会活動についての課題につきましては、令和６年12月第４回定例会で一般質問させていただき、おおむね１年程度をもって是正案を提出するとの回答でしたが、何ら課題解決に向けた回答がなされていません。長引く未回答に対して、これまでの検討経緯などについて再度お尋ね申し上げます。
行政区運営課題については、令和５年第４回定例会において同僚議員からの一般質問で

高齢化による役員の成り手不足に対し、スーパービレッジ構想事業を用いた行政配布物等軽減化に向けた質問もあり、おおむね２か年経過した経緯にあるものの、何ら課題解決に向けての方針が示されておりません。前回も指摘させていただいていますが、課題整理に当たっては、そもそも町内会活動と行政区運営規則がかみ合っていないことが最大の課題であることは十分理解いただいているはずであります。任意組織活動である町内会活動に対し、あえて行政区運営規則を当てはめている実態こそが事を難しくさせているのではないでしょうか。各町内会役員はほとんどが１年任期で交代しますので、是正実施するタイミングとしては今案を示さないと４月には到底間に合うはずがありません。行政区長の身分は、以前条例に基づき非常勤特別職とされ、行政区を統括する責任を負いましたが、現在は住民自治活動根幹を担う役目として区長は区を代表する文言のみとなっております。前回は行政区運営規則の課題などについて詳しく質問していますので、今回は検討経緯、対応についての見解を求めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議員による一般質問に対してこれまでの２年間どのような検討を重ねてきたのか、これまでの経緯と是正案を示すことができなかった要因について、加えて改定に向けての方針案をいつまで作成し、いつ施行、実施するのか、近々の課題であることから、具体的答弁をぜひお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　安村議員さんの行政区運営と町内会活動の是正に向けた今後のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおりでありますが、令和６年12月の第４回定例議会において行政区運営規則の早期是正と町内会活動の関わりについての一般質問がありました。近年の人口減少や少子高齢化、社会の変化に伴う人間関係の希薄化、新型コロナウイルス感染症対策による交流の減少など、様々な要因により地域活動は停滞しており、非常に難しい問題であるとの認識をしております。特に市街地の行政区におきましては町内会加入率の減少や役員の担い手不足など難しく、様々な課題があるため、この課題解決にはある程度の期間が必要であると回答をさせていただきました。また、スケジュール的には令和７年８月頃までに方向性を整理し、その後は１年程度の期間を要して住民や各団体等から意見を聴取し、取りまとめ後に制度設計を構築した上で規則改正等を見直す予定であると回答しております。そのため、今回いただいた質問の回答としましては現時点での中間報告となりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いします。

この問題の根本的な要因といたしましては、人口減少や少子高齢化に伴い町内会加入率の減少や役員の成り手不足により地域活動が停滞しているということ、また２つ目には社会の変化による人間関係の希薄化により、町内会活動などの人的交流はなくても困らないという意識の変化によるものが大きいと考えられます。これはほかの自治体でも同様であり、簡単には解決できない問題として対応に大変苦慮している実態にありますが、本村については、安村議員さんからもご質問がありましたが、時代の変化などにより行政区と町

内会との役割が混在し、分かりにくい構造が課題になっていると思われます。行政区運営規則に基づき、行政区の運営を目的として区長を委嘱の上、住民自治活動を推進してきたところでありますが、現在の実態としては町内会がその役割を担っており、この実態に応じた検討、改善をすべきだと考えております。しかしながら、行政区運営規則のみを改正しても根本的な課題解決にはなりませんので、町内会加入率の減少など様々な問題点を洗い出し、その対応策を検討してきたところであります。

現時点における検討状況ですが、地域の状況を確認したところ行政区ごとに問題は異なる実態があります。例えば環境美化事業として花壇の整備や管理を実施されておりますけれども、高齢化により管理は大変で継続が難しい地域もあれば花の生育を楽しみに活動している地区もあります。つまりどちらにも柔軟に対応できる制度として整理をする必要があります。また、課題の洗い直しをしましたが、様々な問題を整理しなければなりません。現在行政区の地域活動は町内会が主体になっておりますが、町内会加入率の減少により地域活動に支障が生じております。その対策でありますが、地域コミュニティは大変重要であり、なくすことはできないため、行政区の活動は現状に合わせて町内会へ移行したいと考えております。ただし、町内会の未加入者についてはどのような対応とするかが検討が必要となります。

次に、町内会加入率の減少や少子高齢化、役員の担い手不足への対応であります。行政が町内会への加入を強制することはできないため、町内会の実情に合わせた活動とし、町内会への過度の負担とならない活動へ見直すことが必要と考えております。また、各団体から行政区へ依頼したものも多くあると思いますので、その調査及び代替方法の検討、調整も必要となります。行政の配布物が過度の負担になっている対策としては、配布物は広報紙のほか各団体からチラシ等もありますが、これをできるだけ集約し、配布量の減少に努めてきており、さらに村ホームページでの公開、情報提供も進めてきたところであります。また、現時点では高齢者など紙媒体での配布を希望する方もおりますが、将来のデジタル化に向けての検討を進めております。

個人の価値観も時代とともに変化をしており、地域のつながりや地域コミュニティが希薄化しておりますが、地域のつながりは住民相互の交流はもとより、自然災害が発生したときの助け合いや高齢者と子どもたちの防犯対策としても重要となります。その対応策として、防犯や防犯意識を高めるため、住民皆さんの理解を深める方法も検討すべきと考えております。

現行の行政区運営交付金につきましても検討が必要と思われます。村から依頼している行政業務、村への意見集約、要望の提出、行政区長会議への出席、統計調査等の協力、広報紙等の配布などは均等割を含めた交付金になっておりますが、近年は行政区の規模や世帯戸数に大きなばらつきが生じております。その対策として、行政区間のバランスを保つため、世帯戸数に応じた金額及び単価を算出し、さらに行政活動に積極的な地域には適切な支援が行えるよう運営交付金の算定方法について見直しが必要であると考えております。

以上のとおり、検討の経緯となりますが、問題点の洗い出しにおいてそのほかにも多くの課題が見つかっており、また行政区や町内会、関係団体との協議、調整も必要であるため、ある程度の制度設計を整理した上で行政区運営規則の見直しをすべきと考えております。行政区及び町内会は様々な課題があり、この解決は非常に難しく、また行政区住民の理解が必要なため、十分に理解を得る期間が必要となります。この課題をいつまでに解決できるか明言できませんけれども、今後は住民や行政区への情報提供、意見聴取を含めて検討を進める予定であります。引き続き課題解決に向けた検討を努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議　　長　２番、安村さん。

○２番安村議員　ご回答ありがとうございました。昨年課題の整理をしていただきたいということのご提案を申し上げました。種々苦慮しているという実態が今説明にありましたので、大変な業務になるかとは思いますけれども、ただ決して我々は議員の立場で物事を批判的に見ているわけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、同僚議員が令和５年の12月の定例会でコミュニティの関係、あと配布物の関係の部分の改善に向けてデジタルツールも含めた中の提案をしております。主要には４項目の改善対策が考えられるのではないかという前向きな一般質問をさせていただいた経過がございます。それらを含めて２年経過しているという部分で、ではその前回の同僚議員の４項目と前回私が質問させていただいた項目、いずれにしても何かを着手していただくという形の提案だったと思うのですけれども、今の回答ではちょっと残念です。前向きなという部分がなかなか回答できないという、苦慮しているという回答でしたので、この状態であると昨年の中でも、これは村長の今の回答の中にもありましたけれども、令和７年８月までにある程度方向性を整理し、かつそれの具体的方針を示してまいりたいという回答が私の質問のご回答だったと思うのですけれども、実質的には８月までに何らかの形をもって一般的にどういう形で検討していくかという部分まで入っていなければならない時期、時期というか事項だと思うのですけれども、残念ながらまだまだ整理する課題が多いという回答でしたので、ちょっと残念な気がしております。

基本的には、まとめて言うと行政区条例があって、その行政区の中の会員は行政区の割り振りをした中で、そこに住む人間、住居なりなんなりしている人間は区民とみなすと。みなし規定です。みなしというか、区民だよと。それで、運営規則があって、運営規則がある中で、今詳細についての説明いただきましたけれども、では運営上の部分で町内会に委嘱している事務云々かんぬんも含めて、経費も含めてという部分のまずそれがバランス的に崩れている。全員区民だよと言いながら、運営助成になってくると全然、加入していない者は支出していないというちょっとアンバランスというか、ちょっと見解の相違を生じるような規定ぶりになっているし、対応になっているのでないかなというふうに私は考えています。ですから、基本的に行政がリーダーシ

ップを持って行政区運営をしていくのだということであれば、これは今の、前回もそうでしたけれども、一部の回答にありましたけれども、今回もそうですけれども、町内会という部分と少し区分けした形で、行政区の運営という形で行政のリーダーシップを発揮するという方法も一つの僕は手法だと思っています。それは具体化していって、しっかり運営規則にのっとって、きちっと明確に示しながら、条文をつくりながら運営させるというのも私は一つの提案だというふうに思っております。前回も多少触れておりますけれども、札幌市を含めいろんな町村でこの運営についてのものについて条例化してみたり、具体的方針を示したりという町村結構あります。数例あります。それらを参考にしながらという部分も一つあるのではないかなというふうに思っております。

あと、町内会の関係ですけれども、村長から今説明していただいたように、本当に加入率、今現在というか、令和６年の数字しかないのですけれども、全戸加入行政区、２行政区しかありません、残念ながら。最低になってくると50％そこそこの最低の行政区もありますし、だんだん、だんだん、年々年々加入率が低下しているという実態にあります。さきの報道機関でも示されたように、十勝管内見ますと音更だとか、いわゆる人口増の多い、通勤圏にある町村も50％程度の加入率になっているという、私どもの更別村だけでなくて、やっぱり町内会の加入率ですら減少傾向にあって、回復しない傾向というのがあります。それらを含めると、私は先ほど申し上げましたように、まず行政区としての行政の在り方の推進の在り方というのをしっかりと構築するのか、それとも前段、前段というか今回も回答ありましたし、前回もそれなりの回答ありましたけれども、もうその権限というか、それを町内会に移譲していくのかという部分、これもしっかりとそこは区分けしなければならないのではないかなというふうに考えていますけれども、もう一度その点の捉え方をまず整理してご回答いただければというふうに思っております。

事は重要というよりも実質的に、本当に言うのは簡単ですけれども、再編も含めていろんな部分あるので、難しいとは思うのですけれども、農村地帯はどちらかというと、前も言いましたけれども、47集落を14地域にいわゆる再編した時点で行政区単位でという形の再編をしました、農村地区は。47を14地区にしてしまった。それは行政区という中の運営という形できちっと住民に諮ったから、行政区としての運営はできるという形になっていますよね。ところが、町内会は旧町内会の活動母体があって、なかなか再編もできない、それに対してどうしようかという苦しみはあったと思うのですけれども、それが行政区割の中でそれぞれの行政区の名前、行政区というか、町内会の名前を用いて10地区を決めて、上更も含めて10地区決めて、そのまま権限移譲している形なので、そこがやっぱり根本的に違うという内容かなと。それは町内会がもともとが自主活動をしてきたという部分がありますので、そこを埋めていくという部分がどういう形が正しいのかという部分はなかなか結論が出ないのかなというふう

には感じているのですけれども、まとめて言うならば今町内会に権限移譲しようか、行政区としての単独運営を図るにしても、まず時代背景が大きく変わっているという認識がなければなかなか難しいと思うのです。素案もできないというか、原々案は多分つくっているというふうに私は認識しています。それが表へ出ているか出ていないかは別にして。

まず、働く環境が違ってきているという部分です。村長、笑っている場合ではないです。働く環境が違っている。昔は労働環境というか、いわゆる定年制があって、それなりの、55歳なりなんなりの定年制で、その後年金なりなんなりという時代から今はもう65、70まで働く時代になってしまっている。だから、労働環境がまず違ってきている。そして、生活環境も違ってきている。一般的な民営の住居も含めて今公募しているというか、一般販売している住宅、宅地もそうですけれども、住居としては持つけれども、労働環境というか、外部に働きに出ている方も多くなってきている、通常の。ただ、ここをねぐらと言ったらおかしいけれども、生活の基本的な拠点として、労働活動は違うところで行っているという部分も増えてきている。この小さな村ですらそういう現状にあるということ。

それと、村長が先ほど説明していただいたように、個々の考え方が個別化というか、いい言葉で言えばあくまで自由を求めてというか、自由を堪能したいというか、そういう部分がやっぱり個人的な志向で強いという部分があるから、制約されたくないという部分もあるのでしょうけれども、それらを含めると町内会に移譲するといってもなかなか町内会の活動自体が網羅できるものではない。ただ、そこのギャップは絶対埋められないと思うのです。町内会活動は加入率がだんだん減ってくる、だけれども行政区の運営としては全員が網羅されたい。その中で福祉だとか、コミュニティだとか、そういうものを構築したいという考え方なのでしょうけれども、ちょっとそこのニュアンスはしっかりベース的に分けて考えないと駄目だと思うのですけれども、とりあえず２点の部分をご提案というか、質問させていただきますので、ご回答いただければありがたいと思います。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　安村議員さんのお話ですけれども、１点目の町内会に委ねるということも話しているけれども、基本的には今の検討段階ではそういうふうにしたほうがいいのではないか、ただ農村地区は行政区がもうきちんとしているので、その部分もしっかり考えなければいけないのと、やっぱりいろんな環境変わってきていますので、その辺も考慮しながらやって、２つ目の部分にはやっていかなければいけないなというふうなことを思っています。

２年前の太田議員さんの４点ありました広報配り、町内会費の回収、役員、オンラインツールでできないかというようなことがありまして、４点目は再編についてちょっと考えなければいけないのではないかというような時期を、この宿題いただいてお

りますし、昨年のは今回答の中でもちょっと話させていただきましたけれども、そういう形になっております。一応現状としての分析と課題についてはある程度整理はしております。何もしてこなかったわけではありませんので、安村議員さんもよく分かっていらっしゃると思うので、ただ村民の皆様には透明性がないのかなというようなことがありますので、その辺はちょっと申し訳ないなというようなことで、もうちょっと発信してくればよかったのかな、ただ慎重にならざるを得ないので、この部分については安村議員さんご指摘のとおり、いろんな課題、問題を抱えていますので、その部分もしっかり勘案しながらしなければいけないというようなことを思っております。

現状として村がどう捉えているかということなのですけれども、行政と住民の協働による住民福祉の増進を図ることを目的に村が行政区を設置し、効率的な行政運営が推進されてきたと。ところが、ライフスタイルの多様化とか、行政区、町内会のような自治組織の必要性を疑問視する声が出てきたり、市街地については帯広の、前回の質問の中でも必要ないという方が帯広市は五十何％いらっしゃいまして、実際に加入率が41％というような、数字変わっているとは思うのですけれども、そういうような状況が、低下しており、全体として町内会の運営自体も大変厳しいものになっているという、これは村においても一緒であると。だから、町内会、行政枠が抱える課題を安村議員さんおっしゃるとおりに洗い出せと、その組織について今よりよい方向性を目指してしっかり活動とか組織、役割等についてもう一度検討しなさいということでした。

現状の認識としては、前回歴史的なこともお話をしましたけれども、農村部14区、市街地、今は９になっていますから、合計23か24というような行政区を設置しているということと、行政区区域条例、それと運営規則、設置条例があって、そんなに長い文章ではないのですけれども、混雑しているというところは私もご指摘のとおりだというふうに思っています。ただ、市街地の運営が実質的には町内会が担っているということです。それで、任意団体ですから加入や脱退は自由であると。行政区民と町内会員の構成はほぼ同じだったのだけれども、町内会の加入は低下して構成が一致していないと、行政区民と。そこのところですよね、根本的な課題は。だから、そこを区長が区民全体をはかり切れない状況にもなっている、至っているというのが現状認識としては大きいのかなというようなことを思います。

あと、いろいろあるのですけれども、一応今課題の洗い出しとしては５項目にわたって洗い出しをしました。１点目は、町内会加入率の低下による行政区と町内会の活動にひずみが生じていると。この部分についての課題は、行政区内の地域活動の主体である町内会への加入率の低下により、行政区と町内会の構成員が同一でなくなって町内会活動に支障を来していると。方向性としては、まだあらあらの段階です、これの方向性としては行政区は行政と住民の橋渡しをしなくてはならない貴重な存在であ

ると。また、つながりは地域コミュニティ活動の基盤であり、大変重要な活動を行っているということであります。だから、現行の行政規則については本当に廃止も含めて抜本的な見直しを検討しないと、これはかなり厳しいというような状況です。１番目の加入率の低下等々における町内会の活動のひずみに対してです。

２つ目、町内会員の減少や高齢化により役員の担い手が不足しているということです。課題としては、少人数で役員を担う、役員就任をやっぱり引き受けたくない、あるいは町内会、それでまた加入率が下がってくるという悪循環を引き起こしている。この対策として、方向性としては町内会の活動内容の見直し、役員の負担軽減の検討を促進する、そして持続可能な活動に資するようにしていかなければいけない。行政等からの依頼事項についても担い手不足の現状に鑑み、行政区の過度な負担にならないように配慮した取組を関係団体とも連携して積極的に推進をしたいと。ちょっとすみません。長くなって申し訳ないですけれども、今の検討段階のことを話しています。

３つ目、広報紙、配布物が多いため、業務の負担軽減が求められていますと。課題としては、毎月配布している村の広報さらべつに併せて様々な配布物が配られています。村からの行政情報の提供に負担軽減を求める声が数多く寄せられている。このことに対する解決策、方向性としては、太田議員さんからもご指摘ありましたけれども、行政情報のデジタルを活用した方法にシフトしていくという今行政ＤＸの推進計画も立っておりますけれども、今検討して実際に進めてはいます。今フェイスブック、ライン、そしてインスタグラム、ホームページ等、防災さらべつも流れるようになっていますけれども、あといろんな部分でワンクリックで全部行政はできるような方向を今構築しておりますので、一部出来上がっております。その部分をしっかり出していくということです。ただ、全部デジタル化できるかというと、紙でくれという方もいるのです。だから、その部分も考慮しながら配布方法を検討していきたいと。ただ、現在本当に大変な困難な状況を抱えている町内会では、安村議員さんもご協力いただいていますけれども、配布物とか、集金とか、いろんな形で本当に助けていただいています。行政だけではなくて住民の方からしっかりやっていただいているって本当に感謝に堪えません。

４つ目です。地域のつながり、コミュニティが希薄化していると。これについては時代の変化に伴ってご近所付き合いが煩わしいという方も増えているのです。だから、これについての方向性としては地域のつながりは住民相互の交流はもとより、万が一大きな災害が発生したとき助け合ったり、防犯上の利点、高齢者や子どもの見守りを柱として重要な活動であることから、これについてはつながりは大事ですよというようなことを、再度これを住民の皆さんに理解を求めていかなければならない、そういう方向性でいきたいなというふうに思っています。

５番目に、行政区運営交付金の算定方法を見直し、積極的な活動への支援が必要であると考えています。課題としては、現在の行政区運営交付金は均等割と戸数割のバ

ランスに配慮した算定方法になっています。今後も戸数の増加が見込まれる行政区があることから、見直しが求められています。ただ、戸数割にウエイトを移していくことも大事なのですけれども、そこで取り組んでいる内容等について、いろんな出し方あるのですけれども、村で決まっている出し方ありますけれども、それについてもしっかり見直していく必要があるかなという、以上５点についての課題の洗い出しを今して、担当の住民生活課はかなり必死になって、安村さんご存じですよね。監査のときには金銭だけではなくて業務監査もしてもらっていますので、その都度報告をさせていただいています。今やっとこの段階まで来たということであります。

昨年私の答弁によると、８月にある程度方向性、本当はこれ表に出したかったのですけれども、まだまだ課長会議の皆さんに諮ったときにこれは不十分だと、もっともっと中身検討したり、ほかのところの状況を聞き出してから出さないと、これは本当に慌てて、拙速してやったようにしか思われないし、長続きしないよというような課長さんたちの話もありました。というようなことから、今この部分について、５つの部分について方向性を出しておりますけれども、これをある程度もう少し、８月にある程度ということで８月には大体固めてきているということもあって、私ら理事者のところにも何回も相談に来たり、町内会にも掛け合ったり、聴取をしたりしていたのですけれども、もうちょっと待っていただければ、まだ８月まで余裕あるのですけれども、しっかりしたものを出したいのです。しっかりしたものを出して、そしてこれでいきますよということを村としては、時代の背景に沿った、状況変化に沿った町内会の在り方、行政区運営の在り方について提案を、責任ある回答をしたいと思っていますので、ただ困難になっているところについてはそれぞれ助け合って今やっていますので、今の現状と課題、方向性についてはそういう形で今は出しているというような状況でありますので、長くなりましたけれども、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議　　長　２番、安村さん。

○２番安村議員　本当に長い回答でありがとうございます。検討経過ということで、検討しているという部分は十分理解というか、分かりましたけれども、ただいずれにしても行政区の運営規則があるということ自体が、それを町内会に移譲するにしても何にしても規則を残すのであれば、先ほども言いましたけれども、行政区がリーダーシップを取ってやるのであれば、やっぱりしっかりとそこは位置づけが必要だということを再度僕は申し上げたいというふうに思っています。いずれにしても、区域条例があって運営規則があるという一連のものがあるのであれば、そこの一連の対策をどうするかというものをまず最初に行政としては、まず第一義的にそういうものをどうするかというのを考えるのが僕は回答にあるべきだというふうに思っております。

前回も言いましたけれども、町内会は別物です、はっきり言って。任意団体ですか

ら、強制力も何もないです。そういうものを勘案すると、先ほど村長の課題の中でも町内会の関係の課題も回答いただきましたけれども、町内会、高齢化だけでなくてやっぱり若い者が加入してこない、逆に。加入、脱退自由の原則でいうのであれば若い者は入ってこない。高齢化はどんどん進んでいく。そうすると、幾ら町内会に権限移譲してもはっきり言って町内会自体が今後拡充できる、活性化できるという部分では僕はもうないと思うのです。衰退していって、現状維持できるかできないかの瀬戸際に今来ていると思っているのです。

なぜかというと、昨日３月の広報の配布物を頂いて、私５時15分から配布させていただきました。非常に、教育長には悪いのですけれども、広報さらべつの雑誌が重くて、20部も抱えて歩けといったって、この年齢に達している人があれを持って歩くというのは大変なことです。なぜかというと、配布物、広報入れて、上更別地区は上更別地区であるのですけれども、ごみ収集から何から始めると、多分コミュニティだとかいろんなものを入れると15部が結局各戸に、私が全部仕分して、そして配布するという形です。これ違う行政区もあるかもしれません、対応の中で。だけれども、やっぱりそういうのが基本原則になっているということ自体が是正されていないのですね、実質的には。では、軽減化しましょうとなったら、やっぱり即できることはやっていかないと駄目だと思うのです。デジタルツールでなくてもやれることからやっていかないと、はい、まとめます。素案つくります。最上級のベストでいきますよといったって、それは難しいです、はっきり言って。それをやるのであれば最低限やれることからまず着手しなければ僕は難しいと思うのです。

ですから、そこのせめぎ合いです。行政区の運営規則拡充するのか、それとも全くそれを形骸化させて、その活動自体そのものを100％町内会に移譲するのか、それだけです。それに対しての運営費だとかなんとか、それはもう附帯条件です。あとは交付金にするのか、活動したいところに募金するのか、何かにしてあげれば、申請主義にしてあげれば、必要なものくれと、活動するからって言えば済むことだというふうに思っているのです。だから、そこのせめぎ合いなのです。

最後ですけれども、まとめたいというのは、今すごく行政がいろんな部分の、福祉対策だとかいろんなことを図ってくれているがゆえに構造がなおかつ複雑化になっているのです、はっきり言って。コミュニティ、コミュニティってすぐ言いますよね、地域コミュニティって。では、コミュニティナースは。コミュニティナースって言ったではないですか。提言したのではないですか。コミュニティナースの村内の無償のボランティアの人たちを600名なり700名なり増やすと言ったではないですか。では、コミュニティはそれである程度リカバーできないのか。では、高齢化の地域に、行政区に持っていって、はい、見回ってくれ、見回ってくれといったって、それは無理です。そしたら、コミュニティナースの活用方法がそこで明確に示されるというのが基本原則ではないですか。

災害問題も言っています。だけれども、災害問題、今回の執行方針、村長が言っているように、結局そういう災害、防災、いわゆる災害対策については自主防災組織の育成を図るということを明言しております。更別川はおかげさまで河川も含めてそんなオーバーホールするという大きな災害にはならないけれども、やっぱり地震だとかなんとかという部分の災害は、それは想定される部分非常にあるということを考えれば、その自主防災組織をどうするかという部分も曖昧で明瞭性に欠ける。

コミュニティもそうです。コミュニティナースを中心にこれだけ予算措置を講じながらきていて、コミュニティをやるのだと、網羅するのだと言った部分、では今後どうしていくのか。コミュニティナースがそれを担うのであれば、それは行政区に何でもかんでも押しつけるという形にはなってこないのでないか。

防災もそうです。防災も実質的には、私防災対策の中で行政区で年１回防災訓練させなさいと言ったはずなのですけれども、一向に前へ進んでいない。上更別の地域懇談会あったときに防災の組織は福祉会館にあるけれども、使い方すら分からない、説明もない、そういう意見もありました。だから、防災組織をつくるのであれば、やっぱり防災の組織体というものをきちっとつくるという部分を明確に示していって、それに対して町内会が協力するなりなんなりという部分のフォローアップというかな、その一連の部分が示していかないと、今の検討材料だと、主要５項目言っていただきましたけれども、決してこれで解決できるものではない。検討を重ねているのは分かります。だけれども、この項目だけで解決できる問題ではないのですよ、もともとが。ですから、そこはしっかり踏まえて、権限移譲だとかなんとかでなくてどうするのか、行政としてどうするのかという強い立ち位置、町内会は町内会です。もう任せればいいです、はっきり言って。任せればいいのです。義務づけるから役員もなりたくない、だからやめていく。もうできない。そうすると、高齢化の地域によっては毎年毎年同じような人の、二、三人での区長の入れ替わり立ち替わり。今区長会議だって形式的には年２回やっているという。それがどういうふうな活動内容なのかはちょっと、評価は別にして、そういうものの重要性というか、事の運営主体という部分の基本路線がきちっと定まらないと、あくまでも任意団体の、花壇活動にしたって何だって、それはやれる地域はやっています、町内会でも。やれないところはやっていないです。もうそういうものです。それが必要だとか必要でないとかでないのです。それは自主活動で任せればいいのです、どんどん、どんどん。と思うのです。重要なのは、行政の伝達ツールとして必要なのかいという部分と、どうしても必要だというのであればやっぱり行政サイドはもう少し襟を正して整備をすべきなのです。僕はそれだけだと思うのです。町内会に過度に期待をかけてお願いしたいという部分はもう時代的に終わっているというふうに思っています。その点の考え方を基に再構築していただけるかどうかの回答をいただいて終わりたいというふうには思います。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　多岐にわたっておりますので、なかなか。先ほどお話ししたところと、コミュニティナースもそういう活動を、太田議員さんからも前回、前々回か、２年前に質問あって、そういうふうな方向に今やっております。本当に我々の方針としてはほぼ固めております。だから、今安村議員さんが危惧されたように、どっちでいくのかと。その規則もきちんと見直さなければ駄目なのではないかと、そこまで突っ込んで今検討しています。だから、本当にその部分で今慎重性を出しているのは、あとデジタルはやれるところは、先ほど見たようにもう進めております。実際に実装していますので、だからコミュニティナースも実装しているところもありますから、だからその部分も含めて、その部分は今お話ししてもいいのですけれども、これは課長会議とかもう一回かけて、そして広く意見も聞きながら、また安村さんのほうにもちょっとお話をしながら、村民の皆さんにどういうふうにしたらいいのかというようなことをしっかり出していきたいというふうに、今急いでやっていますので、本当に分かっていただきたいのですけれども、じっくり休んでいたわけではありませんので。

本当に配布物もありがとうございました。今朝私のポスト見たらいつもは回覧板で回ってくる班の広報紙とかが、結構量あったものですから、これ班長さんか区長さんか町内会長さんか分かりませんけれども、指示か分かりませんけれども、本当に全部、１軒１軒入れて、多分昨日の夜ポストに全部入れてくれたのだと思います。だから、こんな分厚くして回覧回せばいいのだけれども、それは大変な、やっぱりそういう配慮も地域の方にしてもらって本当に頭が下がる思いですけれども、その辺も含めて、安村さんのご指摘のとおり、早急にそういうふうな検討の結果を出してしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○２番安村議員　ありがとうございました。

最後に、これだけ言って終わりたいのですけれども、北海道内も含めて全国的に、過疎化地域も含めてということで町内会活動どうなるかという部分、非常に今加入率も含めて話題になっているというよりも課題になっています。この3,000人ちょっとの人口の中の更別村が村長の大好きな独立性を持って先駆者的に解決対策を明確に、他町村の見本となるような形のものをつくっていただいて、やっぱり更別だなと言われるような村づくりをまず進めていただきたいと念願し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議　　長　この際、午前11時まで休憩いたします。

午前１０時４９分　休憩
午前１１時００分　再開

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

６番、荻原さん。

○６番荻原議員　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき病児保育事業の取組について村長に質問いたします。

子ども・子育て支援制度は平成27年４月から本格施行され、地域の子育て支援の充実を図るため、病児保育に関わる支援の充実が図られました。また、病児保育事業は、児童福祉法に基づき市町村が実施主体となって地域の子ども・子育て支援事業として行う努力義務とされています。第３期更別村子ども・子育て支援事業計画の調査では、31.3%の方ができれば利用したいと回答し、また平成20年、内閣府の保育サービス要望調査でも待機児童が出ないように保育所の数や定員等を増やす、これが64.9%の次に病児、病後児保育の充実54.7%が掲げられ、他の様々な保育サービスより上位に位置づけられております。本件に関わる今後の取組方針についてしっかりとした説明が必要と考えることから、以下の内容について村長のお考えをお聞きします。

１、制度に基づいた事業を展開し、子育て世代の親を支援する必要があると考えるが、本事業を運営する必要性及び病児対応型、病後児対応型を実施する場合の具体的な運営方法や施設利用等の考え方について。

２、病児保育事業の事業類型には病児対応型、病後児対応型のほかに施設整備が伴わない非施設型（訪問型）と体調不良児対応型があるが、これを本村が取り組む類型とした場合の考え方について。

３つ目、病児保育事業には多額の費用が発生することから、近隣町村との連携による病児保育、病後児保育等を実施し、事業費の負担軽減を図る考え方について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　荻原議員さんの病児保育事業の取組についてのご質問にお答えを申し上げます。

病児保育事業につきましては、厚生労働省より発出されている病児保育事業実施要綱による事業類型に、１番、病児対応型、２番、病後児対応型、３番、体調不良児対応型、４番、非施設型（訪問型）があるとされております。ご質問の１点目でありますけれども、病児対応型、病後児対応型事業の実施につきましては、診療所や保育所に併設された専用スペースまたは本事業のための専用施設が必要となってきます。設置基準として保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室、そして調理室を有することとされております。既存の施設を活用した中での実施は不足する設備があることや動線を分離することが難しいことなどから困難であり、新たな施設整備が必要になると考えます。職員配置の基準としては、看護師、准看護師、保育士または助産師、これらの看護師等を利用児童おおむね10人につき１名以上配置するとともに、保育士を利用児童のおおむね３人につき１名配置することとされております。一部例外規定があるものの、常に２名以上の体制で運営することが必須条件となっております。

荻原議員も話されていましたが、第３期子ども・子育て支援事業計画を令和６年度に策定しました。その際に行ったアンケートで、できれば病児、病後児保育施設等を利用したいという回答が31.3％となっており、共働き世帯が増加する中、子どもが病気になった際に安心して預けられる場所としてニーズがあることは認識しております。一方、仮に病児、病後児保育事業を実施した場合については、日々の安定した利用が見込めないことが予想されることから、事業運営の見通しが立てにくいという課題があります。利用児童がいない時間帯には、利用児童が発生した場合に連絡を受けた保育士及び看護師が速やかに出勤し、業務に従事するなど柔軟な対応が可能となる職員体制が確立されていれば保育士及び看護師等の常駐を要件にしないとなっております。このことから、任用した職員には利用児童がいないときに幼稚園や保育園､診療所で仕事をしてもらうことも可能でありますが、その場合、利用児童が発生した場合には急遽病児、病後児保育に従事することが求められますので、必要人員としてカウントして日常の業務分担を行うことができないということになります。これも難しい課題だと捉えています。

続いて、ご質問の２点目でありますが、体調不良児対応型につきましては、事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童が対象となっており、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所であれば認定こども園の余裕スペース等を活用して行うことができます。職員として看護師等を１名以上配置し、預かる体調不良児の人数は看護師等１名に対して２名程度とすることとされています。現状におきましても看護師等は配置しておりませんが、体調不良となった児童があった場合については現場の教諭、保育士が保護者のお迎えまでの時間適宜対応しているところであります。

非設置型、訪問型につきましては、利用児童の居宅に看護師等が訪問して一時的に保育する事業であります。最低看護師等を１名以上配置することができれば事業を実施することができますが、１対１の対応となるために同時に２件以上の対応は難しいということがあり、効率的に課題があるとされております。

ご質問の３点目でありますが、近隣町村との共同事業とすることは有益な手段であると思いますが、拠点をどこに設置するのか、職員の身分をどうするのか、費用の分担方法をどうするのかなど多様な課題がありますので、一朝一夕に進めることは難しいと考えています。病児保育事業を実施するに当たりましては様々な課題があり、現段階では実施に向けての具体的な検討には至っていないのが現状であります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議　　長　荻原さん。

○６番荻原議員　ご答弁ありがとうございました。病児保育事業の実施については、最後に説明がありましたけれども、様々な課題があるということで取組が困難だというような説明であったと受け止めさせていただきました。今回の私の一般質問については、私の思いを一方的に質問するということではなくて、子育て世代の若い保護者の方から相談をい

ただいて、その声を代弁しているということを初めに申し上げておきたいというふうに思います。

また、１回目の質問では３点について質問しましたが、１番目と２番目については分けて議論をしなければ質問の方向性がちょっと見えなくなるところがあるものですから、これからの２問目の質問につきましては本事業における運営方法、そして施設利用等の具体的な考え方について改めて質問させてもらいたいなというふうに思います。

さて、管内においての状況なのですけれども、私が調べた限りでは帯広市と音更町で病児保育事業等に取り組んでおります。私はこの２市町を訪問させていただいて担当者の方々からお話を伺ってまいりましたので、まずその内容についてお聞き願いたいというふうに思います。帯広市においては、病児保育等は民間の病院で実施しております。そのため、市としては実施しておりませんが、病後児保育を民間の保育施設２か所で委託して運営しているようです。そして、この２施設の定員の合計は５名ということで、過年度実績も令和５年度については341名、そして令和６年度につきましては261名とのことでした。帯広市の小学生の人数につきましては約7,000人ということでありますので、病児保育事業の対象となる幼児と児童の合計は１万人以上になるというふうに思います。その中で定員が５名というのは、市民からすると少し使いにくい事業であるような気がいたします。そのため、定員の少なさが利用実績にも表れていると思われるところであります。そして、これに対する経費の決算額につきましては、令和５年度については1,214万6,000円、令和６年度につきましては1,121万6,000円でした。１人分に換算すると３万5,000円から４万3,000円ほどになりますが、これは国と道と市町村がそれぞれ３分の１を負担するということですので、市の実質的な負担につきましては１万2,000円から4,000円ということになるのかなというふうに思います。

次に、音更町なのですけれども、音更町においては病児保育を町内の小児科、内科に併設した保育室で実施しているということでありました。そして、音更町にかかわらず、十勝管内に住所を有する生後６か月から小学校６年生までを対象としていますけれども、当然町内在住の方には優遇措置があるということであります。そして、この施設ですけれども、病気の子は初めにこの医院で診察をして、病児保育が必要とされた場合に利用するのですけれども、あくまで保育ということでの利用でありますので、保育室での診療はしないということでありました。定員数は、音更町の対象子ども数が3,500人ということでして、１日10人までが定員ということでありました。これに対する利用実績につきましては年間1,000件、これに対する年間費用は約3,000万円、これも同じく国、道と町がそれぞれ1,000万ずつ負担しているという状況でありました。

そして、帯広市と音更町からはそのほかにも多くの情報提供をいただきましたけれども、これを改めて本村に当てはめるのは、事業費を推測するということは難しいというふうに思いますけれども、更別村の対象児童、今年２月６日現在での人数なのですけれども、これは音更町の10分の１以下の322名とお聞きしておりますので、音更町の年間利用実績から

推測すれば本村については約100件ほどの利用が見込まれるのかなというふうに思います。この100件という数字から、大体３人に１人の配置が求められている保育士も１人で対応が可能なのかなというふうに考えられるところであります。

また、先ほどの答弁では既存の施設を利用した実施は困難だというお話がございましたが、本当にそうなのかという部分になります。施設については、他町村の状況を見ても医療機関に設置されているケースが多いです。これを本村に当てはめると診療所ということになりますけれども、診療所に空きスペースがない場合は緩和措置により扉一つで隣接する保健福祉センターでの開設も可能と考えられます。福祉の里総合センター全体を対象施設とした検討も必要なのかなというふうに思います。

さらに、更別幼稚園の園児減少に伴って再度園舎の利用計画を検討して、病児保育に関わるスペース確保の検討も必要と思われます。事業を始めるに当たっては施設の確保など、人員配置など、検討しなければならない部分も多岐にわたるため、改めて現存施設の可能性についてももう少し深掘りした協議を進めていただきたいと思いますけれども、この点も含めて改めて村長のご意見をお伺いしたいというふうに思います。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　荻原議員さん、そういう要望があった方がいたということですけれども、私も去年、実際に私のところに来て休めないと、子どもが熱出したときに。何とかしてくれないかということでちょっと駆けずり回りました。診療所に行って山田先生等々のお話もちらっと聞いたこともありますし、もちろん保健福祉課も、子育て応援課もそうですけれども、ただ病院、今の例えば認定こども園どんぐり保育園とかではちょっとスペースがないということはもう皆さんお分かりですよね。幼稚園にしても、昼から太田議員の質問もあるわけですけれども、全体としてスペースを効果的にというようなところもいろいろ今取り沙汰されているのですけれども、もし保育園、幼稚園で病児保育を行うのであればそれなりのスペースを確保しなければいけないということと人員配置をしなければいけないということなのですけれども、今の状況の中ではかなり厳しいものがあるのですけれども、では病院でどうだろうかという話をしたのです。ただ、病院だと、今の19床のベッドですけれども、これについては了解されているので、それの一部を使うということもできないので、やっぱりスペースをつくらなければいけないということになるのです。そして、新たに看護師とか、そういうのも配置しなければいけないということで、今荻原議員あったように、福祉の里も使えるのではないかというようなこともあったのですけれども、まだそこまで突っ込んでは考えていないのですけれども、自分としては何とかやりたいなというふうなことは頭をよぎったのです。そして、いろいろ状況を見てきて、あと帯広市、音更は単独でできていますけれども、士幌町は病児保育と病後児保育、これやっているのは音更、帯広、士幌、芽室なのです。ただ、士幌と芽室は病後児保育は他町村のそういうクリニックとか使っても、方に助成をしますよということで、自前でできなくてももしそういうところで預かってもらえれば町から出しますよというようなことをしています。幕別

町は病後児保育、池田町も病後児保育、本別町も病後児保育と、体調不良児対応型というのをホームページ等で検索をするとそういうようなことで、ある程度進んでやっているところもあるということなのです。

できれば、親御さんの話を聞いた段階では今どうしても休めないというような状況があって、今の社会的事情からいくとおじいちゃん、おばあちゃんたちがそばにいたり、すぐに親戚の方に預けるというようなことも非常に難しい状況になってきているというのが今の状況です。だから、考えてはいかなければいけないし、できれば自分はやりたいと思ったのですけれども､今の状況としては厳しい状況にあるのかなというようなことがあって、事業を起こしても国が３分の１、道が３分の１補助しますし、スペースをつくろうとすると施設整備に、これも国から３分の１、道から３分の１あるのです。だから、全く全部村から持ち出してということにはならないので、それは道筋をしっかりすればできないことはないというようなことを思っているのですけれども、現状として、大変申し訳ないのですけれども、私もちょっと心痛むのですけれども、現状として本当に何か預けるところがあればいいなというようなことは思うのですけれども、状況としては今のところまだ具体的な検討には至っていないと。ただ、荻原議員ご指摘のとおり、そういうことも考えていったらどうだというのは十分これから研究なり、周りの状況も鑑みながら、そして働く状況とか、そういう保育施設とか、そういうような病院の施設等も鑑みてしっかり考えていかなければいけないなというようなことは、現段階ではそういうふうな認識をしております。

以上です。

○議　　長　荻原さん。

○６番荻原議員　ご答弁ありがとうございました。しっかり考えていきたいということでございます。

３問目になるのですけれども、最後に病児保育事業の事業類型ということで分類されますけれども、非施設型ということで訪問型と体調不良児対応型、そして近隣市町村との連携事業という部分についてもう少し掘り下げて質問させてもらいたいというふうに思います。事業類型をこの施設型と非施設型に大きく分けた場合、施設型の場合、先ほど村長がおっしゃられていましたけれども、多額の改修工事等の負担が考えられるということであります。ただ、非施設型のほうは取り組みやすいと思われる反面、非施設型の場合は１人の看護師等が１人の対象児童しか診ることができないということで、人的配置としては非効率のようなふうに感じます。ただ、しかしながら私先ほど管内の状況をお話ししましたけれども、帯広市のように１万人を超える対象子ども数に対して５人の定員ということで事業を進めている事例､あるいは音更町の3,500人の対象児童に対して10名の定員という事例を見ると、更別村の対象児童、これは322名ということですので、非施設型として実施した場合の定員１名というのはほかの町村と比べてもそんなに無理がある数字ではないのかなというふうに感じております。

そして、体調不良児対応型では、保育中に急な体調の変化があったとしてもすぐに迎えに行けないと、そして他に頼る人もいない親にとってこのような支援制度があれば非常に有意義な取組であるものと考えております。例えばひとり親の方が十勝管外へ出張中のときそのような情報が入ったとき、その親御さんの心情は察するに余るものがあるというふうに思います。そのときに体調不良児対応型の支援体制があれば、そのような方々の精神的な支えになるものと考えております。共働き家庭が多い中で、病気がつきものの小さな子どもを育てるのに毎回保護者の方が休むことはできないと思います。そんな中で、病児保育は子どもが病気になったときに対応してくれる保育であり、保護者の方にとって心強い味方になるものと私は思っております。

インターネットで調べていても病児保育事業は採算が合わないと、そして赤字経営の事業主体が多いということでいろいろ掲載されております。赤字経営になってしまう原因としましては、先ほどからお話がありましたとおり、保育士ですとか、看護師ですとか、調理師といった専門資格を有するスタッフの人件費の負担が多いということ、そして収入面では補助金が大きな役割を占めていることが多いのですけれども、利用する病児の数は常に変動し、利用料による収入も変動が大きいと。不安定要素となっておりますけれども、要するに十分な数の職員を配置してもキャンセルが発生することもあり、やっぱりロスが発生するというのも病児保育の特徴と言えるのかと思います。いずれにしましても、病児保育事業をするためには多額の予算を必要とし、その運営方法をしっかり検討していかなければなりませんが、私はその方法の一つとして近隣町村との連携という部分について提案をさせていただきました。他町村の子育て中の若い保護者も強く望んでいる事業と思われますので、それぞれにメリットがあるのかなというふうに私は考えます。

近隣町村との連携ということで考えれば、例えば教育委員会では中札内との約10分くらいの役場間の距離という中で２村による中学校の部活改革を進めております。また、２村共同による、法で設置義務がされております学校教育指導参事を平成23年度から配置して15年になろうとしております。学校教育に関わる指導と助言は、子どもたちの学習能力を高めるだけではなくて、先生方への指導、アドバイスにより学校運営にも大きな成果を上げております。このような実績を基に子育て支援に関わる連携事業についても協議を進めることはとても有効でありまして必要と考えますけれども、非施設型の病児保育事業の可能性と併せて改めて村長の思いをご説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　私も非施設型なら何とかなるのではないかというようなことは最初頭をよぎったのです、昨年。だから、そういうスペースがないのであれば訪問して、ただ保育士を訪問させるのではちょっと。例えば急に具合が悪くなったときとか判断が保育士にできるのかということになりますよね、教諭とか。そうであるならば看護師ないしは医師が行くというふうな形にしないと駄目だということで、看護師さんをできないかというようなことも考えたのですけれども、ちょっと今の段階では余裕がないというようなことですけれ

ども、できるとすれば一番近いのはその家に行って預かるという訪問型というのが一番近道かなというようなことも思います。それはそのとおりだというふうに私も認識しております。

ただ、スペースはやっぱり、感染症対策としてですとか、急に具合が悪くなったときに誰が判断して、運ぶ体制とか、搬送体制とか、これも補助出ているのですけれども、お迎えとかも全部、看護師さんを迎えに行くときとか送るときも全部補助出ることになっているのですけれども、なかなかその辺はもうちょっとやらなければいけないし、調べなければいけないというところもあって、あとスペースの確保にしても、例えばゾーニングということで健常児のスペースと病児のスペースと、ちょっと大変だぞということになったときに隔離スペースも必要になってくるわけです。その３つのスペースを確保しなければいけないというようなところがあって、これも今の段階ではなかなかそこまで突っ込んでやっていないというところもあるのですけれども、あと見ると十勝管内のほとんどの、先ほど言った以外はまず全部やっていない、そんな失礼なこと言ったら怒られますけれども、結構多数を占めています。南十勝はまず、幕別さんの病後児童保育ですか、これはありますけれども、ただ南十勝では全然できていないという状況もありますし、もしそういう拠点があれば、例えばクリニックとか、そういうところがあって、そこに依頼をして、例えば２町村で頼むとか３町村で頼んで、そこに行ったときにはその分助成をするというようなこともできればいいのですけれども、まだちょっとその辺しっかりとは話せないのですけれども、その部分研究していく必要があるかなと思っています。

いずれにしろ、非施設型も含めて、３パターンの部分も含めて全く考えないということではなくて、困っている方もいらっしゃるわけですから、その辺も含めて何とかするのが行政の役割だというふうに思っていますけれども、今の段階ではなかなか回答できないというか、でも荻原議員さんご指摘のように、これは必要だよというような認識は私も薄々はしていましたので、実際に話も聞いて大変困っている状況も聞いておりますので、今後、すぐにというわけにはいきませんけれども、検討させていただきたいと思います。近隣についても、そういう方法があるのかというようなことについても暫時検討させていただきたいなというようなことを思っています。今のところ、大変申し訳ないのですけれども、そういうご回答ということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○６番荻原議員　答弁ありがとうございました。本村もいろいろな子育て支援やっておりますので、それに併せてこの病児保育事業についてもぜひ検討願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議　　長　３番、斎藤さん。

○３番斎藤議員　議長の許可をいただきましたので、図書室の利用促進、活性化について教育長に一般質問をいたしたいと思います。

日頃教育委員会で図書室の運営をしていただいて私どもも大変助かっております。まず、感謝申し上げます。本村の図書室はやや小規模で、書架のスペースにも限りがありますので、なかなか利用促進というのは難しいということは分かっておりますが、しかし現有施設の中で可能な限り村民にとって価値あるサービスを提供して、できるだけ多くの利用者に利用していただいて満足していただくということを目指すべきである、これは言うまでもないことです。

そこで、まず現在の利用状況について、施設設備の現況、面積、開館の日数、時間、スタッフの数、それから過去５年間の利用状況についてお伺いします。

それから、利用を促進して利用者に満足していただくために講じている施策、イベントなり企画なり、それからその効果についてどういうふうにお考えであるかということをお伺いしたいと思います。

こういった現状を踏まえて、その次にお聞きしたいのは当面新しく建てるとか増築するということは考えにくいので、現在の設備を前提にして利用促進、活性化のために解決すべき課題をどのように認識しておられるかと、また今後どのような施策を考えておられるかということについてお話しいただければと思います。小さいながらやはり大事な施設ですので、その将来に向かっての展望を含めて活用の方法についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議　　長　宝輪教育長。

○教 育 長　斎藤議員からの改善センター図書室の利用促進及び活性化についてのご質問に対しお答え申し上げます。

農村環境改善センターに設置しております図書室については、面積が244.44平方メートルで、利用時間は午前９時半から午後６時まで、休館日は毎週火曜日と年末年始、祝日としております。また、図書室の運営に際しては図書司書資格を有する図書管理業務員２名を配置し、図書に関する相談や管理、その他社会教育係と連携し、各種イベントの企画運営などを担っております。過去５年間の利用状況につきましては、まず来館者数ですが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2,738人と令和元年度比較で1,161人減少し、令和３年度は2,434人、令和４年度2,824人、令和５年度3,270人、令和６年度3,810人となっております。図書の貸出冊数の状況は、令和２年度7,653冊、令和３年度5,980冊、令和４年度6,328冊、令和５年度7,472冊、令和６年度9,012冊となっており、また令和６年度のみのデータとなって恐縮ですが、ジャンル別貸出冊数の割合が絵本、児童書が6,520冊、それが貸出冊数の約70％を占めて、次に小説などの文学書が1,354冊で15％となっております。次に、蔵書数ですが、令和６年度末のデータですけれども、4,169冊、過去５年間の受入れ冊数は1,116冊、古くなった本などを古本市や廃棄によって除籍した数は過去５年間平均で926冊となっております。

利用促進に向けて講じてきた内容につきましては、毎月広報さらべつの本ごよみにて新刊の紹介のほか、毎月第３土曜日に読み聞かせ会の開催、そのほか季節のテーマなどを決

めて関連する図書コーナーを配置しております。また、親子で触れ合いを深めながらたくさん本を読んでもらうため、親子読みきかせマラソンを年間を通じて実施しております。さらに、上更別小学校と上更別子どもセンターに移動図書として図書司書が選定した児童書等を定期的に実施し、図書環境の確保を行っております。その他の取組といたしましてハロウィン、クリスマスなどの季節行事や、小中学生の長期休業期間中に合わせ工作教室などのイベントを開催するなど、特に子どもが気軽に図書室を利用してもらえるような取組を実施してまいりました。その成果になるのかは定かではありませんが、令和７年度に実施した全国学力・学習状況調査において読書が好きと回答した小学生は全国平均を上回り、１日当たりの読書時間も小中学生とも全国平均を上回る結果となっております。

今後の図書室の利用活性化のための課題、今後の施策についてですが、現在改善センター図書室は子どもの居場所としての位置づけもあり、比較的子どもや親子での利用が多いため、目立つところに児童書などの展示を行っている関係で一般の図書室利用者から見れば図書が探しづらい状況にあるかもしれません。今後は広く村民が図書室を利用できるよう子どもはもとより、大人の方も利用してよかったと思われる環境やきっかけづくりを検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

（何事か声あり）

○教 育 長　大変失礼いたしました。令和６年度末のデータですけれども、蔵書数４万3,169冊ということになっております。訂正をいたします。

○議　　長　３番、斎藤さん。

○３番斎藤議員　ご答弁ありがとうございます。多分私を含めて村民がみんな感じていることですけれども、子ども、そして小中学生、就学前から含めて小中学生に対する配慮、そしてその利用状況という点では大変よい活動をしておられるということを改めて認識いたしました。もうご答弁でいただいているとおりで、そうすると逆に大人に対する、大人の利用者があまり多くないと、令和６年度の貸出冊数で9,000冊のうち6,500冊が絵本や児童書であったと。そうなると、やはり大人にとっては何かあそこは子どもの本が多くてあまり使えないというようなイメージを持っているのではないか、それについて今後考えていきたいということなので、細かい具体的なことを一つ一つあれをしろ、これをしろということはあまり適切でないとは思いますが、ざっくりとした一つの考えとして、やはり村の施設の一部なのだから、村の施策と連動した企画を考えてもいいのではないか、こういうことをやっているところもあります。

例えば脱炭素ということで今進めております。そしてまた、その補助金、家電製品の買換えについての補助金というようなことも上がってきております。ところが、ではそれをどうするのかと、多くの特に若い人はインターネットで探しにいくのでしょうけれども、インターネットは正しい適切な情報だけがあるとは限らない。やはり適切に選書された本がそういうときにテーマに、村の例えば脱炭素のテーマに合わせると、１つに太陽光パネ

ルがあって、１つに家の断熱改修があって、あるいは今家電がこんなで、こういうものは買い換えたほうがいい、そういったいろんなテーマがあります。そういったことで、脱炭素というテーマで例えば特集を組む、あるいは社会福祉協議会が何年かずっとやっていますけれども、成年後見について、いわゆる終活についてというようなことをやっていますが、そういったことで特集を組むということも、何か社会福祉協議会のほうが企画することと併せてやるというような、そういった村の施策との連動ということを考えれば大人の人にも来ていただけるのではないかと。

そうなりますと、当然本をある程度まとめて買わなければいけないので、年間の、多分200万円台だったと思いますが、図書購入予算から、そこを子どもの本を削ってというわけにはいかないので、ある程度予算措置も必要になるので、教育委員会だけで決められることでないので、村長部局との相談ということにはなると思いますが、そういった形も含めて何か困ったこと、分からないことがあったら図書室に行くと何かあるのだというようなイメージがみんなの中に広まれば利用も増えるのではないかというふうに考えます。そういった点で、やはり何かの企画をするということからとりあえずスタートすると思うので、そのためにはある程度本をまとめてそろえるという別予算、あるいは別の枠も考えている必要があるのではないか、そういった点をひとつ、半分提言ですが、そういった点についてはどういうふうにお考えでしょうか。これを２つ目の質問といたします。

○議　　長　宝輪教育長。

○教 育 長　図書の蔵書に関わってですけれども、今までは本当に、主に図書コーナーのところですけれども、季節のテーマ、例えばこの間、２月の下旬ですけれども、ひな祭りに関わる絵本を児童書コーナーに置いたり、あと例えば年末に向けてだったら、一般図書コーナーがあるのですけれども、そこに大掃除に関わる図書を置いたりしておりました。斎藤議員がおっしゃるように、村の施策に実施している例えばゼロカーボンとか、それからデジタル田園都市国家構想等、または社会福祉協議会で推進している成年後見制度、または認知症に関わる、そういう取組もしているところなのですけれども、それに関する展示は特に取り立ててしていることがございませんでした。やっぱりそういうことにも視点を合わせて展示にしていくことも必要だなというふうに思います。今後購入する図書の内容も検討していかなければなりませんし、さらに関係機関と横の連携をしていかなければ、例えばどこかの講話があって、そこで例えば認知症に関わる講話があったとして、そこの場面で今図書室では認知症に関わるコーナーをつくっていて、本が置いてありますので、ぜひ何か興味関心がある人は本を借りてみてくださいとか、そういうお話をしていただくことによって、では図書室に行ってちょっと本を借りてみようかと、そんなふうに足が向くということもあるのかなというふうに思います。そんなようなことで、村民の皆様に少しでも関心を持ってもらえて、そして少しでも足を運んでもらって活性化できるようなことを考えていきたいと思います。

あと、まとめて図書を購入という部分については、ちょっと予算との関わりもあります

ので、今後検討をさせていただきたいなというふうに思っております。
以上です。
○議　　長　斎藤さん。
○３番斎藤議員　大変前向きな答弁ありがとうございます。
もう一回質問できるので、今度本を買う話でなくて捨てる話、いわゆる除籍のことについて、何といってもちょっと問題提起したいと思います。非常に狭い図書室ですので、別に大きいところでもたくさん本があればいつかはいっぱいになるので、本は捨てないといけない、除籍するということが必要で、除籍図書を選ぶということが必要になります。当然定期的にやっておられるわけですが、実は先日図書室に行ってみまして、例えば年金に関する本というのを探してみたら４冊置いてありましたが、うち２冊は2000年代の、2010年より前のものでした。そうすると、もう制度が変わっているわけで、それは参考にならないと。あるいは、図書館学という、図書館に関係する本というのはさすがに15冊ほどありました。ただ、残念ながら半分以上の８冊は2010年より前で、ただ非常に新しい、2024年に出た大変いい本も置いてあって、やっぱり司書の方選んでおられるなと思ったけれども、やはり購入予算が足りないのか、あるいは逆に古い本が残っているのは除籍にかける、除籍するというのは、１冊買うのは注文すれば入ってきますけれども、この本は捨てていいのかどうかって判断するというのはやはり専門の司書の判断で必ずしも容易でない、はっきり言って１冊捨てるほうが１冊買うより大変であるという場合もあるわけです。そういう点では蔵書点検の際、除籍に関して、特に資格取得に関するものとか制度に関するものの場合ははっきりとこれはもう使えないというものが出てきます。本村の図書室では過去の記録を保存するという保存型の機能は要求されていないはずなので、そういったものについて蔵書点検にもう少し、そうすると多分時間とか人手をかけないといけないのであろうと、今のやり方では足りないのかなというのが何となく、本棚をざっと見たときにちょっと古びていると、このデジタルの時代に図書室というものの機能は多分、行って本棚で意図しない本も目に入ってくると、インターネットで探すと探そうとしている本しか出てこないので、それを眺めていくということが開架の図書室の場合は大きなメリットで、当面今のところはデジタルがそれに取って代わるということはなさそうであると。
そうなると、やっぱり棚をつくる、本屋さんがよく言う言い方ですけれども、そういう点でいうと要らない本が、古びた、あるいは時代に合わなくなった本を除籍していく、除籍したら棚が空いてしまいますから、多少購入予算のほうも増やさなくてはいけないことになるかと思いますけれども、除籍するためにはやっぱりこれも日頃のカウンター業務の片手間というわけにいかないので、蔵書点検でがっつりやらないといけないと。そうなると、閉館日数を増やすのか、あるいはそのときに人を雇うのか、これについては高校生に休み期間にアルバイトをしてもらって、村との関わりが薄れやすいので、というようなことはどうなのかというようなことを事前にちょっとお聞きしたら、今なかなか村で人を雇うというのは、必ず会計年度任用職員のパートタイムとかいうことになって大変なのだと

いう話も伺いましたけれども、何かそういった、中学生まではいいのですけれども、高校生に関わってもらうというようなこと、ちょっと話がそれましたけれども、何か方法を考えていただければと思います。何よりも非常に狭いので、生きのいい、ちゃんと役に立つ本がそろっているいい書架をつくると、これはもちろん購入予算もある程度今よりも増やす必要が少なくても一時的にはありそうです。全体的に蔵書が古びている感じがいたします。

それから、除籍する本の選定の作業と、そういったものに対してはやっぱりマンパワー、要するに人件費になりますが、最後は。そういったところで、今この広さのこれしかないから、この予算でやっていけるだけでそれでいいのだではなくて、この狭い面積を最大限に生かすためにもう少し、それでもたかだか１年間数十万から100万程度にしかならないと思います。予算をかけたら見違えるようにいい図書室になるのではないかと思うので、せっかくのこの機会ですので、申し上げます。

あと、ついでばかりで恐縮ですけれども、入り口のところにコミックスが置いてあって、特に非常に人気があって巻数の多いもの、個人で買うということであれば30巻、40巻のコミックス、自宅に置けないわけですね、お金があっても。そういったのも大事なのですけれども、やはり書棚が足りなくてなかなか全部そろえられないのだという話を司書の方から伺いました。そうすると、開架はともかくコミックスなんかは集密書架、スライド式の、一部分出ていれば残りが後ろにあるの分かりますから、そういったことも場合によっては考えるというようなことをこの機会ですので、申し上げて、全体として魅力的な書棚をつくるには、書架をつくるにはまず厳選して捨てなければいけないと、そういったところへかける人手なり経費もぜひ考えていただきたいということを申し添えて３回目の質問といたします。

○議　　長　宝輪教育長。

○教 育 長　徹底した蔵書点検を実施してみたらどうかというお話の部分です。ほかの市町村においては、例えば１年に１回１週間程度休館日にしたり、または二、三か月に１日休館日として蔵書点検を実施している場合があるというふうに聞いております。ただ、本村に関わっては司書が随時図書の状況を確認して、汚れとか使用状況、それから経年劣化状況により廃棄をしたり、それから古本市に出すことをしておりました。もうちょっと徹底した蔵書点検ということでお話をいただきましたが、今後必要に応じてそこの部分については検討をしてまいりたいというふうに思っております。

マンパワーが必要なのではないかと、それをするためにはということなのですが、この部分については本当にアルバイトといってもなかなか難しいところもありますし、例えば住民の方で本にすごく興味関心がある方でそういうことだったらお手伝いするよと、ボランティアで、もしそんなような人がいてくださったら、そういう方の力も借りながら蔵書点検をしていくということも可能性としてはあるのかなというふうに考えております。いずれにしても、この蔵書点検という部分ですけれども、ちょっと時間をかけながら検討し

てまいりたいというふうに思います。

本村の司書、お二人なのですけれども、本当に意欲的で前向きに仕事をされています。今回もこういう質問がってなったときにすごく一生懸命考えてくれて、蔵書点検にしても例えばボランティアの方とかどうでしょうかねとか、あといろんな方に来ていただくために、今は子どもたちが中心なのですけれども、やっぱりいろんな年代の方に来ていただくために、例えばちょっとお仕事を終えて、年代的に、そしてちょっと時間のある方に来ていただくためにという視点は抜けていたので、例えばそういうところに視点を当てて本をそろえるというようなことも考えることができるかもしれない。そのために、今国内というか、国のほうから大活字本というのがある、大きな字でできている本です、何かそういうものも入れていきなさいというようなことがあるみたいなのですけれども、そんなことも入れることを検討しながら、少しでも利用者増やしていきたいなというような司書のお話もありました。いろいろいただいたお話を検討させていただき、少しでも図書の皆さんの利用状況の活性化につなげていくように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○３番斎藤議員　大変真摯な答弁ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

では、これで終わります。

○議　　長　ここで昼食のため午後１時30分まで休憩いたします。

午前１１時５３分　休憩
午後　１時３０分　再開

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

１番、太田さん。

○１番太田議員　それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項は、幼児教育、保育施設３園体制の将来像と検討手順についてということでございます。質問の要旨ですが、園児数の減少が続く中、本村の幼児教育、保育施設３園体制について、財政負担、行政運営、教育環境の観点から総合的な検証が必要と考えられます。人口減少という予見可能な変化を踏まえ、３園全体を俯瞰した上での中長期的な方向性と時期を含めた検討手順について村長の見解を伺います。

本村の園児の減少は将来推計からも傾向は把握できていたはずであり、幼児教育、保育施設の在り方については早い段階から将来像を整理する必要があったと考えます。現在更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園の３園がありますが、それぞれの園児数に差が生じており、教育施設の観点から見ても総合的な検証と改革が求められる状況ではないでしょうか。しかし、これまでの議論は更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園を軸とした検討が中心としてなっているように見受けられます。本来であればまず３園体制全体を俯瞰し、財政的負担や運営上の負担、そして子どもたちにとって

望ましい教育環境という観点から整理を行い、その上で段階的な方向性を示すことが順序であったと考えます。現在の状況を正しく把握し、未来に備える責任は現世代の行政にあり、将来像を示さないまま部分的な検討を進めることは話がまとまらない原因となり、結果として責任の先送りになります。

そこで、村長に伺います。子どもたちや更別村の今後を考えれば３園体制の総合的な検証と中長期的な方向性の提示は避けて通れない段階に来ていることから、３園全体を俯瞰した上で総合的かつ合理的な整理と検討手順について将来を見据えた明確な見解を求めます。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　太田議員さんの幼児教育、保育施設３園体制の将来像と検討手順についてのご質問にお答えをいたします。

就学前教育、保育の体制に関しましては、令和３年３月議会、12月議会で一般質問があり、更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園はそれぞれに保護者からのニーズがあり、保護者や住民の方々からいただいた多数のご意見を考慮し、協議検討を重ねた結果、両園の統合につきましては機運や情勢など時期を見ながら判断することとし、当面は両園を存続させていくこととし、現在に至っております。認定こども園上更別幼稚園につきましては、地域住民や上更別小学校などとの関係性を密にしながら、引き続き地域における子育ての支援拠点として運営していくこととしております。

また、令和７年12月議会では総務厚生・産業文教常任委員会所管事務合同調査により幼保一元化等、村全体の保育に関わる計画や方向性について理事者側の判断を早い段階で示すことが必要との報告書が出されており、重く受け止めております。

入園児数の様子を見ますと、更別幼稚園の園児数は減少傾向にあり、どんぐり保育園の園児数は増加傾向、上更別幼稚園は平成30年度から認定こども園にしていることもあり、大きく減少することなく推移をしております。一方、村の財政事情に目を向けますと、本村は過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域とされ、地方債である過疎対策事業債を発行することが認められています。過疎対策事業債は、元利償還金の70％が普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっている非常に有利な財源となります。この法律の有効期限は令和12年度までとなっており、その後も過疎地域の認定が継続されるよう道内関係町村で協力して要請をしていますが、予断を許さない状況であります。仮に過疎地域とされなくなった場合には村財政への影響は非常に大きく、状況によっては行財政改革を検討しなければならないと考えております。

本村における出生数につきましては、各種の子育て支援施策を行っているものの減少してきております。当然のことながら出生数の減少は幼稚園や保育園の入園者数に影響します。これらを踏まえた本村の就学前教育、保育の体制でありますが、まず１番目、上更別幼稚園につきましては、認定こども園のほか子育て支援センターやこどもセンターの機能も備えており、地域における重要な子育て支援拠点だと考えております。方向性につきま

しては上更別地区や上更別小学校の在り方とともに考えていく必要があることから、当面は運営を継続していきたいと考えております。２つ目、更別幼稚園とどんぐり保育園につきましては、子どもの生きる力や生涯にわたる人格形成の基礎を培う上でとても重要な役割を担っています。両園の特色とそれぞれに対するニーズを尊重し、選択できる環境は望ましいと思うところでありますが、出生数の減少や財政的な面から体制の見直しの検討は避けては通れない課題であります。更別幼稚園とどんぐり保育園の在り方検討に当たりましては、園舎の活用方法、維持管理経費、職員の処遇の検討など幾つもの課題があります。子育て委員会等の関係機関と連携しながら、村としての方針を村民の皆様に示していきたいと考えております。

以上、質問へのご答弁とさせていただきます。

○議　　長　１番、太田さん。

○１番太田議員　ただいまご答弁いただきました。

まず、論点の確認からしていきたいと思います。今回の答弁では、上更別幼稚園については地域の子育て拠点として当面運営を継続されるとしています。一方で、更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園については体制の見直しに向けては避けて通れない課題なので、検討をしていくというふうに答弁されています。そして、子育て委員会など関係機関と連携しながら方針を進めるということでした。

私の質問は、３園体制を全体を俯瞰した検証を行うのかという点でしたが、この答弁は結果として３園全体の検証ではなく、更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園の２園の検証になっているのではないでしょうか。その中でも先ほどの答弁で行政として認定こども園上更別幼稚園は運営を継続したいということは理解しました。しかし、更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園で今起きている議論は、更別幼稚園は園児が少なくスペースが広い、認定こども園どんぐり保育園は園児が多く手狭という中で施設の使い方の問題として議論されているように感じます。本来は更別村として人口減少していく中、訪れる財政面の危機も鑑みた中で幼児教育施設を将来の子どもたち、教育環境と村の持続可能をどう両立させるかという視点で上更別幼稚園、更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園の３園を俯瞰し、どのように配置していくことが合理的なのか、もっと大きな視点で整理していくべきではないでしょうか。個別の施設の使い方から議論を始めると、どうしても保護者同士の感情的な対立になりやすいと思います。だからこそ、村として持続可能で合理的な将来像を示す、このことが重要ではないでしょうか。ここを整理し、全体像を示さない限り認定こども園どんぐり保育園の手狭な応急処置として検討されているスーパーハウスという議論は先に進めるわけにはいかないと思いますし、議員として認めることもできません。なぜなら、根本的な解決にならないし、応急的な処置で時間が経過し、何となく先送りになりかねないからです。３園体制全体を俯瞰した見直しについて計画性のある施設配置の在り方や順序を整理し、子育て世代、若い世代が未来を見通せる持続可能な方法について率直な考えをご答弁願います。

○議　　長　西山村長。
○村　　長　質問の内容は、太田議員のおっしゃるとおり、俯瞰して３園について全体としてどう見るのだというようなことで、今上更別の認定こども園につきましては、これは拠点として必要であるというようなことを話しましたが、個別にこちらということで、すみません、そういう答弁になってしまっていたということで、私としては財政的なことも含めて、就学前教育、保育の在り方を含めて、村の中でどんな体制でいくのかというのをやっぱりしっかり考える必要がありますし、早急に方針示さなければいけないというふうに思っています。これは議員各位から言われていることですので、だから財政的な維持管理等で、例えば認定こども園上更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園と更別幼稚園３つが、これ維持可能なのかどうなのかという点です。そのこともはっきり言わせなければいけない。

それと、入園児数、これについても来年までに、人数が確定してからというようなことでいろいろとお話もさせていただいたり、本当に最初はスペースの問題だけで話をしてきました。一応両園の保護者にも説明会を持ちました。スペースを何とか貸してくれないかということで、村の施設ではありますけれども、やっぱり保護者の意見も聞くということで話しましたけれども、なかなかそういうような、３者では合意に至った、幼稚園と先生方と、それと園長たちと子育て応援課の何回か話合いを重ねてきて、借りる場所とかスペースをどういうふうに活用するのかということについてはずっとしてきましたけれども、最終的に３者の合意ということで幼稚園の遊戯室を週１回借りるというような話で、それも合同で保育をするのだというような話を聞いて、それを説明しに行きました、両園とも。やっぱり両園ともなかなか厳しくて、その部分についてはしっかり細かいところまで決めて提案しろというようなことも言われましたし、いろんな話がありました。ただ、現場の話もありますので、細かいところについてはなかなかそういうものまで決めて話を伺うということは、提示をすることはできなかったのですけれども、当面スペースを確保しなければ、前回の議会でも安村議員さん、ほかの議員さんからも言われましたように、安全上の問題どうするのだと、何か起きてからでは遅いのだぞというような話もあったので、一応なかなかそういうふうなスペースを確保することに結果的には至らなかったというところもありますので、応急処置としてスーパーハウスといいますか、そういうようなトレーラーハウスみたいなものを真ん中の仕切りを全部取って４棟重ねて、そして保育園の近くに。今見積りも取っていますけれども、なかなか結構費用もかかるというようなことで、クーラーも入れたり、暖房も入れたり、床も断熱材とか全部造り替えなければいけないというようなこともありますので、ましてや子どもが入りますのでというようなことで、今それも同時にやっておりますけれども、それは執行方針の中でも言ったように、根源的な解決にはならないということを明言させてもらいました。

だから、全体として３園をどうするのかというようなところを今上更の部分については明確にお答えをしたわけですけれども、全体として就学前保育、教育についてどういう施

設、施設も含めてです、在り方が望ましいのかというようなところは早急に方針を、村ですから責任を持って、村の施設ですので、出していきたいなというようなことを考えております。

以上です。

○議　　長　１番、太田さん。

○１番太田議員　今村長から答弁いただきましたけれども、やはりこの３園を俯瞰するとした上で、今までのこの議論が認定こども園どんぐり保育園と更別幼稚園、ここの話題になっていたと思うのです。ここの話題になってしまうとどうしても、片やスペースは広いから、片や手狭だよ、だから貸してねなんていう話になったりすると、やっぱりいろんな感情が出てきてしまうと思うのです。それはどちらの言い分ももちろんあると思うのです。でも、その中でどうやっていかなければいけないかということを村が考えたけれども、なかなかそれが保護者に納得されなくて今回スーパーハウスという議論というか、そういった検討も今後されているというふうに聞いているのですけれども、これをそのまんまにしたまんま、ではとりあえず問題解決するからスーパーハウス造ろうよというふうになってくると、片方の園がそれってうちがうまく話まとめれなかったから、もう少し簡単に貸してあげるなんて寄り添ってあげれなかったから、このスーパーハウス建てることになってしまうのかなとか、やっぱりそういった誤解も生まれると思うのです。

それって何が駄目だったかというと、村が責任を持ってこの更別の子どもの施設の３園の在り方を本当にどうしていかなければいけないのかということを示してこれなかったというか、協議の仕方なかなかうまくいかなかったということもおっしゃっていましたけれども、そのうまくいかなかった原因をそのままに何となくずるずるきてしまった結果だと思いますし、それででは、だけれども子どものために手狭だからスーパーハウス造らなければいけないよねという話になっても、やっぱり僕たち議員としては納得できないというか、それはそこの関係している保護者、両園の保護者の気持ちも考えたりすると、これって村がしっかり全体像を示す、ここにあった責任があるにもかかわらず、とりあえずでは今回こんなことになってしまったけれども、ごめんなさい。また応急処置でお願いしますと言われても、この施設をもう示さなければいけないという状況で、僕はこれは待ったなしの状況がもう来てしまっているのだなと思います。そこでの、本来であれば中長期的なビジョンで総合計画にのせていく案件だったと思いますし、それができなかったというのはこの行政の責任は重いと思います。だからこそ、その問題はスピードアップしていく、解決にせざる問題だと思います。

村長の答弁で上更別幼稚園は運営を継続していくことは理解したところです。なぜなら、上更別地区、上更別小学校とともに考える必要があるから。それは、言葉を換えるなら上更別地区でも小さくても子どものにぎわいを残していきたいという気持ちの表れだと私は思っています。私はそれは大いに賛同します。ただ、財源は有限だということを考えなければいけません。

ここでちょっと一緒に村長と整理したいのですけれども、もし３園を維持するよという考えになったときにはどんぐり保育園の増設はもう免れないということですよね。費用も莫大です。大きくかかりますよ、そしてやっぱりこのままではスペースは狭いですよということです。もし２園体制、これを導きますよというふうになったときには、上更別は今村長維持していきたいということがあったので、上更別にある。では、更別地区にもう一つ。では、このときに認定こども園どんぐり保育園と更別幼稚園の一緒になる、統合だ。でも、今抱えている課題のとおり別組織だし、理念も違う。保護者にとっては幼児教育、こういったところに重きを置く人もいる。そういったところで今までも平行線をたどっていると思います。もしくは、では更別幼稚園と上更別幼稚園を統合して、上更別地区には上更別の幼稚園で更別から統合して、認定こども園どんぐり保育園はそのまま残してという、ここの２園体制にすると、それぞれの園における人数は更別幼稚園も上更別幼稚園も少ないので、合わせたらある程度の人数になるのではないかな。お互い幼稚園として、公立として機能も維持できる。先生も今までどおり雇用できる。ここで課題になってくるのが通園の課題なので、バスの充実、これは必須になります。だけれども、その中で更別地区にある認定こども園どんぐり保育園なのか、上更別幼稚園なのか、これを選ぶことができる、これは利点だと思います。

もう一つ、１園体制、これ一元化したときだと上更別に子どもがわあっとみんなでこの園児の数を賄うとなればもちろんにぎわいます。だけれども、スペース、費用、先生をどうしていくのという雇用の課題や保育理念、幼児教育と保育との理念が違うということを考えればちょっと違うのかなと思うところがあります。では、どんぐり保育園の一元化だとどうなのか。これも理念が違うというところと、保護者にとって幼稚園に重きを置く人もいる。そして、一元化なので、選べないということもありますので、そして今までどおり話もまとまらなかったという現実を考えれば、これもやはり現実的ではない。では、更別幼稚園に一元化、これも理念が違いますし、そもそもゼロ歳から預かれない。一番現実的ではない。どの道を取っても一元化は現実的ではないと現時点では思います。この問題は時間と手順、整理をもっともっと必要として、大きなビジョンとして策定していかなければこの一元化というものはまず無理です。なので、では３園なのか２園なのかというところになっていくのかなというふうに思っております。

このように整理すると、人口も減少していき、子どもの人数は減る中、そして過疎債卒業など、園に対する財政負担、子どもに村がかけられる財源を考えたとき、進むべき道はある程度見えてくるのではないでしょうか。先送りになってしまった状況下からできることからやっていく、もうこれは免れない現実です。なので、この状況になって、ここまでもう待ったなしの状況になったところで今できること、そこを今見いだしていきながら、そしてここの村長の答弁でその考えを基にしてどう進んでいけばいいのかということを今整理した中で村長に改めて質問したいと思います。今のが１点。

それと、もう一つ、ただ本質的には上更別地区、更別小学校だけではなく、更別小学校、

更別中学校、認定こども園どんぐり保育園、更別幼稚園、上更別幼稚園、更別全体の教育や保育に関する施設全体の再編ビジョンを確立し、ゼロ歳から15歳までの子育てビジョンをつくり上げていくことが本当の議論だったと私は思っています。そこで、後で教育長にもこのことは質問しようと思っていたのですけれども、子どもたちの未来のために、持続的な子どものために中長期再編ビジョンを策定しなければいけないと私は思っていますが、村長はそれを策定する意思はあるのか、どのように考えているのか。

以上２点、最後の質問になりますので、村政執行方針でも言っていた一時的なものの解釈をしない根源的な問題解決に向け、村長の責任を持った答弁をお願いいたします。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　中長期的なビジョンは必要だと思いますし、つくりたいと思います。まず、そのことは先に申し上げておきます。

ちょっと時間はかかりますけれども、そもそも私が村長に立候補し、そして当選したときの公約に幼保一元化ということを掲げました。そのところは、いわゆる就学前教育、保育、全てこれをしっかりと、同じ３、４、５歳でありますから、ゼロ、１、２はちょっと置いておいて、同じ子どもたちなのだから、同じように、そして学校に行けば、私も小学校にいましたけれども、もう一緒になるわけですから、そういうことも見越した村全体として就学前保育、教育をどう考えるのかというビジョンをしっかり持つべきであるし、ちょうどその頃こども家庭庁ができるということで、そのときに幼稚園の園長もしていましたけれども、その前。

両方の、保育園も含めてそうですけれども、両方の免許がなければ認定こども園の教師、保育士にはなれません。だから、私は１年あるいは２年をかけて幼稚園の先生には保育士の免許を取ってくださいと、保育所には幼稚園教諭の免許を取ってくださいというふうにまず最初に指示といいますか、お願いをしました。ほぼ100％に近い先生方が両方の今免許を持っていると思います。それは、こども家庭庁等々で移行したとき、例えば今は幼保一元化という言葉は使いませんけれども、幼稚園であれば幼稚園教育要領ですか、保育所であれば保育指針という、そういうカリキュラムがあります。これがこども家庭庁、認定こども園の制度ができてから幼児期の教育、保育指針ということになって、これは何回も保護者に説明しましたけれども、３、４、５歳は一字一句文言が違いません、目標とするもの。いろんな手だても含めてですよ、カリキュラムの内容。だから、この線に乗っておいて村のそういうような、それぞれの特徴はあるわけですけれども、免許を取って、次に何してほしいかといったら研修をしてくださいと。もしというのですか、本当にこういう一つになってやろうと思えば、やはりそれぞれのカリキュラムを勉強して、そして研修をお互いの園で保育士や教諭が勉強して、そして融合したカリキュラムをつくるということ、それについての研究をしてくださいと。２つ目には、５歳児だけではなくて３、４、５全ての園児の交流をしてくださいと。いわゆる合同保育ですよ、教育。これをしてくださいと言いました。３つ目、保護者同士が仲よくなってくださいということで、保護者同士の

交流をしてくださいと。例えばお互いの行事に行くとか、いろんなことで。

これを一番最初に幼保一元化の説明会をしたときに、それはいろんな意見が出ました。選ぶ権利があるとか、ニーズがあるのだから、そんな強制的にそういうふうなことはというような話があったので、ではその研修と合同保育と保護者同士の交流含めてこれを何年間かやってくださいと。ただ、今の段階はそういうふうにして、両方のニーズに応えるために当面両園残しましょうと言ったのがそのときの話合いの後です。だから、一応一元化するための計画とか、歴代の課長いますけれども、大変苦労をかけましたし、申し訳ないことをしましたけれども、職員一生懸命頑張ってつくって、年次計画までつくってくれました。でも、そこは決断をしてしばらく様子を見て、やっぱり園児の動向、出生数の動向というようなことも全部見極めないと、なかなかこれはいけないというような話をさせていただきました。そして、今日まできているわけです。

いよいよ来年、私は今年の、先月大体終わっているのですけれども、確定するまで園児の入園者数も見てみようというようなことで話をしました。幼稚園に至っては2015年、平成27年43名、22年、令和４年は39名、令和５年は29名、令和６年は24名、令和７年は15名というふうな、今年度３名の入園ということでほぼ確定をしております。認定こども園どんぐり保育園ですけれども、ゼロ、１も含めた部分もありますけれども、全体としては74名、79名、89名、92名、ただ３、４、５歳だけ見ると56名ということになっております。ということで、片方には56名、あるいはそれ以上の、また転勤してきて来るところもあるし、途中認定こども園というふうになりましたので、働いていない１号認定の方も入れるということになっておりますので、両認定も含めるとそういうような形で年々数のバランスというのがそういうふうな状況になっています。これも一つの指標でありますし、ただ数だけで見るのかというようなことを言われますけれども、それはそれとして一つの大事な部分だというふうに思っていますけれども、現実としてそういう状況があると。

上更別は、村長になったときにすぐに建設に取りかかりました。これは、私がずっと疑問を抱いていたのは、上更別地域には保育施設がなかったのです。それと、子どもが学校終わってから、上更別には学童がなかった。そしたら、子どもの安全とか放課後のこと、あるいはゼロ、１、２を見てもらうのに認定こども園どんぐり保育園まで通わなければいけないというような状況もありました。だから、何としても新築をして、改築をして、そしてゼロ、１、２も入れる、そして今も土曜日もやっていますけれども、保育をする、そして学校から帰ってきた子どもたちがそこに同じように造られた放課後児童センターですか、そこに集うことができる。ゼロ、１、２は給食が必要なわけですから、離乳食とか、その辺の関係、離乳食ではないですけれども、給食です。だから、給食室をつけたというような形で整備をして、上更別地域の人たちには大変喜んでもらいましたけれども、そういうような拠点を造ったということで、それは歴代村長から言われていたことでありますので、そこは私の段階できちんと建設をするということでありました。

ただ、今日に至っては何回も指摘をされていて、崖っ縁というのではないですけれども、

もうにっちもさっちもいかないですよね。待ったなしの状況です。太田議員が言うように、３園含めて今本当に具体的な方向性、それは村として出すべきであったというふうに思います。太田議員さんからスリーパターンとか出ました。ただ、私としてはやっぱり３園、今の財政状況で本当にもう一踏ん張りをして、12年に目指して中央要請とかしていますけれども、これは予断の許さない厳しい状況になっています。保育料の無償化ですとか、給食費の無償化ですとか、国も動きありますけれども、いろんな子育て支援は手厚く手厚くやってきました。それは将来この部分が村の発展にとって、子どもたちは本当に、この子たちが村をつくっていくというか、そういうような子育てのしやすい村でというようなこともあったので、そこは頑張ってきたのですけれども、そういう部分含めて非常に厳しい状況になっている。だから、自分の思いとしては、３園を財政的に維持していくというのは非常に厳しい状況に至るというのは、これはもう現実です。だから、それをどうするのだと、それを早く示せということで議員さんからも言われていますので、当然我々が責任を持って、理事者はそこを避けてきたではないかと。でも、一定期間そういう話合いが終わってから間を置いて入園児の児童数の推移とか、あるいはそれぞれの園での様子とか、交流の様子とかを見てきました。でも、もう決断しなければいけません。それはもうはっきりしています。

そして、スーパーハウスとか言いましたけれども、保護者の人からはプレハブでごまかすのかというふうな話、それはそのとおりだと思います。それは全然根源的な解決にならないし、応急処置でありますし、ただスペースは確保しなければいけないので、何とかしなければいけない。だからといって、それで更別の幼稚園の保護者が貸さないから悪いとかということは一切ありません。それは間違った考えです。でも、スペースは用意しなければいけない。物理的にスペースを確保しつつ、そちらの方針をしっかり示す。３園として難しいのであればある程度、こちらの市街地のところを統合するということも視野に入れて考えていかなければいけない段階に来ていると思うのです。

今日はっきりとはこうしますということは言えないのですけれども、今の私の現状としては３園を維持していくのは財政的には厳しいということと、やはり太田議員の言ったパターンのその幾つかの一つに当てはめなければいけないというようなことを早急に責任を持って村として出さなければいけないというふうに思います。それが責任であるというふうに思います。今までそういう経過もあったので、そういうことも含めていろんな場で質問をたくさん受けました。でも、ここに至ってはやっぱり決断をしなければいけない。そうしないと何よりも子どもたちにとって、例えば集団保育の在り方はどうあるべきなのかということです。そういうような部分、あるいは教育についてどうあるべきなのか、指針はどの指針を使えばいいのかということもあります。それぞれ迫り方は違うのだけれども、ここはやっぱり子どもたちが小学校に上がっていって一緒になるわけです。その部分で考えるならば村全体としての就学前教育をどういうふうに村は持っていきたいのかということをはっきりと示すべきだと思います。それは早急に、今議論をしていますけれども、お

示ししたいというふうに思います。

子育て委員会もありますし、いろんな保護者の会もありますし、いろんなところもあるのですけれども、まずは村が方針を出して、スーパーハウスも５月の補正で出そうとは思っていたのですけれども、今見積りも建設水道課でしております。ただ、それはあくまでも応急処置であって、スペースの確保でしかありません。できれば早く方向性を出してということもありますけれども、ただ理解を得るための丁寧な手順も踏まなければいけないということも、これは事実なのです。だから、こうするからといって強制的にそういう当てはめることも、私はそれもいけないというふうに考えておりますので、今ご指摘を受けた部分について早急に村としての検討をし、どういう手順で、あるいはどういう方法でということで、一番本当に指針として示すのは、有効なのは、太田議員が言うように中長期的な就学前教育、保育のビジョンを示すということです。これすぐに取りかかります。そして、それをお見せしながら、そして関係機関との連携を図りながら、物理的なスペースも確保しなければいけないというのもあるのですけれども､それはまたお諮りしますので、それを出すにはやっぱりビジョンを出さないと駄目だと思いますので、同時進行という形でそれもやっていきたいと思います。ただ、期間としてどのぐらい必要なのかというのはちょっと検討しなければいけませんけれども、これは自身としても待ったなしというふうな判断をしていますので、それは早急に指し示させていただき、また議員各位に議論をしていただきたいし、ほかの村民の皆さんにもいろいろと意見を頂戴したいというふうに思っていますので、そういう方向でしっかりと提示をしたいというふうに今日のところはお答えとさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議　　長　太田さん。

○１番太田議員　３回の質問が終わってしまいましたので、次に行く前にちょっと一言だけ。

村長から今力強い答弁いただきました。施設全体、更別地区も上更別地区も全部見通したゼロ歳から15歳までの中長期的なビジョンも策定していくよ、そういった力強い答弁もいただきました。そして、今の現状についてはもう待ったなしの状況で３園体制は厳しい。施設の在り方については考えていかなければいけない。人口も減ってきている。こういった中で３園全体を俯瞰して早急に示すという力強い答弁がいただけたので、ぜひ今の力強い答弁の下、早急に進めていってほしい。子どもたちにとってよりよい環境はどのように確保していくのか、引き続き建設的な議論を進むことを期待し、この質問を終わります。

次、２つ目です。教育長に質問させていただきます。関連するというか、だんだん関連していくような話にはなるということで今回２本立てをさせていただきました。質問事項は、人口減少下における小中学校の将来像と教育施設の在り方についてということです。質問の要旨は、中学校部活動の地域移行や校舎老朽化など、教育環境を取り巻く環境が変化する中、小学校２校体制を含め教育施設全体を一体的に捉えた将来像の整理が必要と考

えます。人口減少下における持続可能な教育環境の確保と今後の施設整備の方向性について教育長の見解を伺います。

本村では、来年度より更別と中札内が連携し、中学校の部活動地域移行により役割を分担する体制が始まります。これは、生徒数減少と先生の負担軽減などに対応するための取組で、教育環境を維持するための一つの施策です。一方、小学校については更別小学校と上更別小学校の２校体制が維持されていますが、児童数が減少する中でこの体制が教育環境として最適であるか、また将来的にも持続可能であるか総合的検証がなされているか疑問に感じています。さらに、中学校は校舎の老朽化が進み、令和９年度には大規模な改修へ向けた基本設計を策定する予定ですが、現代の基準に合わせたときのコスト、電気や配管のインフラ、バリアフリーやＩＣＴ化への対応、生徒減少による校舎の規模の在り方など総合的に見たときに合理的なのか疑問を感じています。将来的に多額な財源が必要となることが見込まれる中、小学校と中学校を個別に考えるのではなく、教育施設を一体的に捉える視点が重要ではないでしょうか。小学校２校体制の妥当性、老朽化する中学校の在り方、小中一貫教育の可能性、施設の集約や隣接、増設といった選択肢、これらを同時に整理する必要があると考えますが、現体制を前提としたまま議論を進めることが最も合理的なのか、それとも体制そのものを再整備することが持続可能で最適なのか、人口減少下における教育環境の確保と今後の施設整備の方向性について将来の責任という観点からも教育長の見解を求めます。

○議　　長　宝輪教育長。

○教 育 長　太田議員の人口減少下における小中学校の将来像と教育施設の在り方のご質問に対しお答え申し上げます。

この質問の内容ですけれども、私のほうで３つに分けさせていただきました。前半としては小学校２校体制の利点と、それから課題について、２つ目としては今中学校長寿命化、老朽化に対して長寿命化ということで計画をしているのですが、現代の基準に合わせた長寿命化は合理的なのかどうかということ、３点目として将来的な教育の展望と、それから教育環境、施設の在り方について問われているというふうにこちらのほうで考えまして、その部分で答えさせていただきます。

初めに、小学校２校体制下の教育環境の利点と課題についてでございます。皆様ご存じのように、更別村では現在更別小学校、上更別小学校の２校体制で運営しており、それぞれの学校には歴史があり、地域の方々が寄せる思いがあります。歴史を振り返ると、昭和59年、平成２年にはそれぞれ勢雄小学校、更南小学校が更別小学校に、上協和小学校、更生小学校が上更別小学校に統合されており、現在に至ります。更別小学校は今年度全校児童128名、上更別小学校は22名となっております。

まず、２校体制の利点でありますが、それぞれの学校が２つの地域に存在することによる地域コミュニティの維持、それから２つに分けられていることによって子どもたちへのきめ細やかな指導、それから一人一人に目が行き届く教育環境、それから人数が少ない分

異学年交流ができるということで、それを通じた思いやり、それから主体性の育成などが挙げられます。一方で、課題としては、特に上更別小学校では児童１名の学年が存在するなど集団形成の難しさ、多様な人間関係の中で切磋琢磨する機会の限定、また教師にとっては複式学級であるため、２学年同時の指導の難しさなどがあります。上更別小学校は令和８年度は26名ですが、その後20人台で推移し、令和12年度には18名となる見込みになっております。大変小さい学校では確かなよさがある一方、教育環境として持続可能であるかどうかは慎重に検討すべき課題であります。しかしながら、最も重要なのはそこで学ぶ子どもたちにとってどのような教育の成果があるのかであり、また保護者がどのように受け止めているのか、地域がどのように考えているのかを大事に考えていかなければならないというふうな認識をしております。その上で将来的な在り方について児童数の動向、保護者、地域の意向、教育効果を総合的に勘案し、丁寧な議論を重ねながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、更別中央中の老朽化に伴う長寿命化の内容と将来性についてでございます。このことにつきましては、令和３年に教育委員会として財政負担を考慮し、長寿命化を提示しておりましたが、全員協議会で議員の方々からいろんなご意見があり、そして12月の定例議会では一般質問が出され、当時の教育長から様々な意見を参考に検討していくというような答弁があったのも存じております。また、私が教育長に着任した令和６年５月の定例議会では、安村議員から３校維持は難しくなる。義務教育学校は考えていないのかというご質問をいただきました。それに対して私から校舎の関係もあり、現段階では考えていなく、ただし小中一貫教育は進めていく。それから、長寿命化か改築かにつきましては、いずれにしても莫大な財源が必要なことから、シミュレーションを重ねながら検討していくというふうにお話をさせていただきました。

現在の中学校校舎は昭和51年、52年建設、体育館は昭和53年建設であり、校舎は既に49年が経過しております。長寿命化とは、築40年以上経過した建物の構造体の劣化に対する機能回復工事と社会的要求に対応するための性能向上工事を行い、その後おおむね30年間使用することを想定したものであります。具体的な工事としましては、屋根、屋上防水改修、外壁断熱改修、それから窓等開口部改修、内装更新、電気、ガス、給排水等ライフライン更新、照明のＬＥＤ化、バリアフリー対応、ＩＣＴ環境整備、それから交流空間整備などがあります。設計事務所、それから役場担当への確認したところ、令和７年度の見積りで新築に近い水準まで機能向上を図る場合は総額約14億円、基本的な長寿命化では約９億と試算されております。長寿命化は、現行基準に適応させる工事となり、初期費用が抑えられるという利点があります。一方、建物の構造制約があり、実質的な小中一貫教育を視野に入れた再編への柔軟性が弱く、将来の生徒数減少に対応した適正規模化が困難といった観点から、単に建物を延命することが本村の教育にとって最も合理的かどうか慎重に検討する必要があると考えております。

最後に、将来的な教育の展望と教育環境や施設の在り方についてでございます。本村の

将来を見据えたとき、人口減少は避けて通れない課題であります。更別村の子どもたちの人数は、令和12年度までは小学校、中学校大きな変動はありませんが、統計的な推測によると25年後は現在の66.5%まで減少するというふうに言われています。その中で重要なのは、施設の形も含めて子どもたちの学びをどう保障していくかであると考えております。本村の将来的な教育の大きな方向性は、今も進めておりますが、地域とともにある学校づくり、小中９年間を通した一貫教育であると考えております。更別村の豊かな自然と温かい地域社会に支えられた環境の下、未来を開く力をつけ、ふるさとを愛し、夢や希望に挑戦する更別の子どもを地域総がかりで育む、そして義務教育９年間を一体的に捉え、教職員の連携を強化する中で発達の段階や連続性を踏まえたカリキュラムを編成し、指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を展開することを目指し、そのことによって子どもたちのよりよい成長につながると考えております。そのために子どもたちの教育環境がどうあるべきなのかを改めて考える時期に来ております。

村長の行政執行方針にもありましたように、過疎対策事業債につきましては４年後に指定期間が終了し、継続するかしないかは今後の要請、協議にもよりますが、予断が許されないことを考えると決断を先送りすることはできないというふうに考えております。施設整備は目的ではなく、子どもたちの学びを持続可能にするための手段であります。教育委員会としては、村長部局とも緊密に連携を図りながら、教育効果、財政負担、保護者、地域の意見を総合的に勘案し、本村にとって最も持続可能で、かつ子どもたちにとって望ましい教育環境の実現を目指してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議　　長　１番、太田さん。

○１番太田議員　ただいまの答弁、また整理させていただきたいなと思います。

更別小学校と上更別小学校については、それぞれの利点や課題について話されました。私が重視したかった教育環境として最適か、将来的に持続可能であるかという点については、児童の動向、保護者、地域を勘案し、丁寧な議論を重ねるという答弁にとどまり、明確な答弁がいただけなかったように感じております。総合的な検証の有無について具体的な方向性は示されませんでした。

中学校についてですが、校舎は築49年が経過しており、長寿命化改修では約９億円、新築水準では約14億円という試算が示されました。中学校は令和９年度に基本設計を行う予定とされており、あと１年という期間しかありませんが、答弁では建物の延命は合理的か慎重に検討するということです。と言いながら、将来的な教育環境と施設の在り方についてはどうあるべきか考える時期に来ており、決断を先送りすることはできないと答弁しております。そして、最後に施設整備は目的ではなく、子どもたちの学びを持続的に、かつ望ましい環境の実現を目指すと答弁しておりました。

私は、なので質問をしているのです。更別村で育つ子どもたち、これから生まれ育っていく子どもたちの教育環境をどう守っていくのか、そして将来世代に過度な負担を残さな

いために今の段階で議論を始める必要があるのではないかという問題提起をしております。決して私は学校をなくすとか、そういった議論をしたいわけではありません。この村で生まれ育ってよかった、そう思ってもらいたい、そんな気持ちで質問しています。令和９年度には中学校の改修について基本設計が策定される予定です。あと１年しかありません。ただ、どのように改修を進めるかはまだ決まっていない状況です。だからこそ、今議論ができる最後のタイミングだと私は思っています。これほど大きな財政判断となるのならば中学校単体の改修としてではなく、教育施設全体を一体的に捉えた将来像の整理が必要ではないでしょうか。

先ほど中学校は築49年ということもございましたけれども、上更別小学校では築46年、更別小学校ではもう築42年というふうになっており、本当に小学校、中学校かなり老朽化しているので、今は中学校だよという話になっているのかもしれないのですけれども、本当に全体的に一体的に、小中学校を一つの構造としていつまでに全体像を示すのかというビジョンについて示さなければいけないときだと思っております。ただ、この本質には子どもの教育環境を持続することと望ましい環境を子どもたちのためにつくる、そしてもう一つは将来のこの更別村を守る、財政破綻を防ぐことだとも思っております。今後全体像を示すビジョンについて教育長の答弁を改めて求めます。

○議　　長　宝輪教育長。

○教 育 長　大変難しい課題に、特にこの１年間ずっといろんなシミュレーションを重ねながら考えてまいりました。先ほどお話ししたように、令和９年度が基本設計、令和10年度が実施設計、そして11年度、12年度が実際に建物を改修していくというような形で今考えています。それを考えていくととにかく待ったなしであると、実際にこれを決断していくにはというところがあります。

その全体的な子どもたちにとっての教育環境がどうであるのかという部分につきましては、本当にそれぞれの学校に、答弁でもお話ししたように歴史があります。単純に合理的に考えて、太田議員もおっしゃったように、ただ単純に学校をなくしていけばいいということではないというお話をいただきましたが、そのように思っておりまして、特に例えば上更別小学校なのですが、令和12年、人数が少なくなってしまうというお話をしましたが、令和12年度に100周年を迎えます。まず、その100周年までは地域の方と共に学校を見守っていきたいというふうに思っております。

特に上更別小学校をどうしていくかというのはいろんなところでお話は上がっています。行政懇談会でもどうなのだろうかというような、上更別地区の方から、保護者の方です、ご質問があったりもしました。ただ、正式には、例えば保護者の方であるとか、一番はやっぱり保護者の方になるかと思うのですけれども、子どもたちの教育環境を考えるときに更別と一緒にというようなことがあるのであるならば、そこからまた考えていきたいなというふうに思ってはいますが、今段階ではまずはとにかく12年までは上更別持続で、その後もしそんなようなお話が出てきたときにつきましてはそれぞれの意向をアンケート等々

で取って、そして総合的にいろいろ判断していきたいというふうに思っております。なかなか３校まとめてというところは難しいなとは思っているのですが、でもやっぱり将来的なビジョンみたいなのはある程度示していかなければならない、そんな思いは持っております。

あと、今小中の一貫教育を進めております。この小中一貫教育というのはとにかく中１ギャップを出さない､あとは小学校から中学校への滑らかな接続をしていくというような、そこが一番の目的になっているのですが、今までは結構６年間、小学校６年間、中学校３年間でそれぞれ分けて教育をしているところなのですけれども、やっぱりそれでは子どもたちが小学校から中学校に入っていくときにいろんな乗り越えなければいけない大変な部分が出てくるということで小中一貫教育を進めようというのが今の流れになっているのですけれども、今その教育委員会の考えに基づいて各学校、村内の学校がいろいろと動いてくれております。例えば小中の連携をするために中学生が小学校に行って体力テストを一緒にやってみたりとか、それからスマートフォンの使い方について小中で併せて一緒に考えたりとか、それからこの間道徳の授業では、オンラインで小学校６年生と中学校２年生をつないで道徳の授業について実際に取り組んでもらっていました、どんなふうにお互いに考えるというようなことで。そういうふうに、今は小中連携、または最終的に同じ中学校に入っていきますので、小小連携の部分も進めているところなのですけれども、校舎が離れていてもできることはできるのですが、やはり実質的に進めていくということであるならば理想としては近いところにあるのが理想だなというふうには考えております｡ただ、財政の部分もありますし、本当にいろんなことを考えていかなければならないというふうに今考えているところです。

それで、方向性も、もう令和９年度からいろんなことを進めて基本設計に入っていかなければいけないということがありますので、今考えておりますのは各学校にコミュニティスクールで学校運営協議会というのがあります。これは、委員がＰＴＡ、それから地域の方、あと学校にいろいろ協力をしてくださっている方がメンバーになって、それぞれの学校の課題について地域も保護者も一緒になって考えていこうという、そういう会なのですけれども、その学校の運営協議会から代表者が出て、学校運営協議会の上の会のコミュニティスクール委員会というのがあります。それは各学校からの運営委員会の代表、それから各学校の校長先生方、それから社会教育委員、あと子育て応援課で10名のメンバーになっているのですけれども、そこの所掌事項が、ＣＳ委員会です、ＣＳ委員会の所掌事項が小中一貫した教育の充実に向けた協議、それから学校施設などの環境整備に対する意見交換というのが入っております。ここを中心に中学校の環境整備をどうしていくかというのを進めていきたいというふうに思っております。もちろんＰＴＡのほうにも相談をしていかなければならないですし、最終的には住民の方々に対して、またはパブリックコメントを取ったりとか、そんなことも必要になるかと思うのですが、本当にこの１年間で何とか方向性を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。
○議　　長　太田さん。
○１番太田議員　基本設計策定まではあと１年というところの中で教育長はその課題を認識しているのかなと思います。今後の検証、整理、そして小中学校のビジョンについても示していくということで、本当に子どもたちのため、そして村の財政破綻を防ぐために尽力していただきたいところであります。
ただ、教育施設全体再編を整理しないまま施設整備を進めることは将来的な選択肢を狭める可能性があると考えます。10年前の人口減少は将来の話ということで終わっていたかもしれませんが、今の人口減少ではもう現実となり、さらに教員不足、部活動地域移行、施設老朽化、財政負担が重なっています。今はもう議論しないといけないテーマになってきています。学校の配置や規模の議論は、地域の思いや歴史もあり、大変難しい課題であるということは私も十分理解しております。だからこそ、今日の質問で村長へは幼児教育、幼児保育施設に関する３園体制の将来像について、そして教育長には小中学校の将来像の在り方についてそれぞれ質問させていただきました。更別地区も上更別地区も小さくても子どものにぎわいは絶やしたくない、その思いは村長も教育長も一緒だと、私も一緒です。そして、更別村として持続可能な村とするための議論とし、方向性を示していきたい。そのためにはゼロ歳から15歳までの施設の在り方について、縦割りの垣根を越えて考えていかなければいけない課題だと思っております。これは子育て応援課だね、これは教育委員会だと別々で済ますことはあり得ない施策だと私は思っております。どうかこの思いをご理解いただき、検討だけで終わることがないよう、いつまでに、どういう期限にという課題を持って進めていってほしいと思います。そのためには更別地区、上更別地区全体を俯瞰した上で、子どもたちの育つ上で望ましい環境整備を、中長期的ビジョンを確立していただきたい、そう思うところでありますが、教育長として、教育行政執行責任者として向き合った答弁を最後に伺います。
○議　　長　宝輪教育長。
○教 育 長　将来像を見通した小学校､中学校の将来的なその体制についてということで、これちょっとまだ個人的な考え方になってしまうので、教育委員会としてその部分については早急に考えていきたいと思うのですが、例えば先ほどおっしゃっていた更別小学校、確かに昭和57年、58年に建てているのですが、実はここは新耐震基準で建てられているのです。中学校は旧耐震基準で造られていて、やっぱりちょっと心配な部分があります。新耐震基準は実は、すみません、建物のほう、施設のことになってしまうのですが、昭和31年２月に更別村学校長寿命化計画の方針というのが冊子になって出ているのです。これは専門的な業者に見ていただいて今後の方向性はどうなのかというのを出していただいているのですが、実は更別小学校は新耐震基準で出来上がっているので、これは長寿命化が望ましいというふうに言われています。実は上更別小学校は旧耐震で建てられているのですが、あれは１階でできているので、これももし改修するなら長寿命化が望ましいというふ

うに言われています。中学校だけは校舎は改築または詳細調査に基づき今後の改善方策を検討する必要があるというようなことが記されております。当然当時の学校給食センターは改築ということで判断がされていたところです。

そのことを考えると、教育委員会としてということになるのですけれども、本当に財政であったり、教育効果であったり、いろんなことを考えていかなければならないのですが、中学校は更別小学校隣接地への移転改築を候補として検討しております。それができれば実質的に小中一貫教育を推進できるというふうに考えておりますし、将来的に本当に人数が少なく、上更別小学校も人数が少なくなってしまった場合についてはそのまま更別小学校にというようなことも考えられるのかなというふうに思っております。でも、そこはまだまだ方向性は決まっておりませんが、本当に遠い将来の話になりますけれども、そこの２つを合体しておけばというふうには考えてはおります。ただ、ここも本当に莫大な財源が必要になりますので、村長部局等と本当に緊密に連携を取って進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○１番太田議員　ゼロ歳から15歳までの施設の在り方というところは。

（何事か声あり）

○議　　長　太田さん。

○１番太田議員　３回の質問が終わってしまいましたので、一言だけ。

ゼロ歳から15歳までということは村長が明言していただいたとおりなのでありますので、ぜひその辺教育委員会とも連携して、やはり更別地区、上更別地区両方残していくためにどうしていかなければいけないのかという議論は小中学校の課題、こっちは片や幼稚園、保育園の課題というだけで終わらせては駄目だと思うのです。やはりこれが一体となって、では更別にはどうしたら残していける、上更別にはではこういうふうにしたらこういうふうににぎわいも残していけるのではないかという議論の下、進めていっていただきたいと思います。

そして、どうしても関係者の保護者などの話を聞くような場面が増えてくると思うのですけれども、教育委員会ではぜひ村民集会をやって、みんなで教育を考える日なんていって年に１回開催していることもありますので、そういったところのワークショップなどを開いて、住民全体がこの更別の子どもたちに対しての課題に対してどのように進めていくか、どう更別を残していくか、そして村はこういった危機があるよ、子どもたちはこういった人口減少が進んでいる、そういったことを示しながら、どうしていくのがいいかなということを、住民全体で更別のことを考えていくというのも一つの方法だと思っておりますので、ぜひ検討材料として進めていっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議　　長　これをもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議　　長　お諮りいたします。

議事の都合により、３月12日から３月15日までの４日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、３月12日から３月15日までの４日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議　　長　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後　２時４７分散会）

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　８年　３月１１日

更別村議会議長

同　　議員

同　　議員